

卷末資料

アンケート調査結果

1 アンケート調査の目的等

地震に伴って発生する津波に対しては、できるだけ迅速に高台に避難することが大原則だが、高台までの避難に相当の時間を要する地域などでは、津波からの避難地確保が容易ではなく、重大な問題になっている。こうした地域を中心として、堅固な高層建物の中・高層階を避難施設に指定したり、構造物による施設を設置することなどによって、津波避難場所を確保する必要性が高い。

しかし、津波避難ビル等の施設として満たすべき構造上の要件や、このような施設の利用・運営方法のあり方等については統一的な基準がなく、指定や整備が十分に進んでいないのが現状である。

そこで、本調査は、津波による被害の危険性がある自治体に対して津波避難対策の進捗状況・津波避難ビル等の指定、整備、運用等に係る実態や各種ニーズ・課題などを把握することによって、地域に応じた津波避難ビル等に係るガイドライン策定するための基礎データを収集することを目的としたものである。

1-1 沿岸自治体に対する実施対象

本調査は、海岸線を有する全国 929 市区町村（アンケート発送日である平成 16 年 10 月 30 日時点）に対して実施したものである（調査票到着日の 11 月 1 日に合併した市町村においては、職員異動等の影響を勘案し合併前の箇所にそれぞれ発送した。）。

1-2 沿岸自治体に対する実施スケジュール

調査スケジュールは下記のとおりである。

表 3-1 調査スケジュールについて

NO	期 間	作 業 項 目
1	10 月 18 日(月) ~ 10 月 22 日(金)	調査項目に対する意見収集 調査票送付先データ入力作業
2	10 月 25 日(月) ~ 10 月 27 日(水)	調査票の最終決定
3	10 月 28 日(木) ~ 10 月 29 日(金)	調査票印刷・発送
4	11 月 1 日(月) ~ 11 月 12 日(金)	調査期間(12 日を回収期限とした)
5	11 月 12 日(金) ~ 11 月 26 日(金)	単純集計・グラフ作成・調整等

1-3 実施結果

実施したアンケート調査の回収結果は、下記のとおりである。配布数 929 市区町村に対して、630 市区町村からの有効回答を得た（回収率は、67.8%であった。）。

表 3-2 回収結果について

配布数	回収数	回収率
929 市区町村	630 市区町村	67.8%

2 調査項目・調査結果について

以下、調査概要について示すとともに、4 ページ以降では、実施したアンケートの調査結果について示す。

表 3-3 アンケート調査概要

大項目	中項目	アンケート調査項目	
ア：地震・津波防災対策の実施状況について		Q01	地震・津波による被害を受けた経験
		Q02	過去の地震や津波による被害履歴
		Q03	地震・津波防災計画の策定状況
		Q04	津波防災計画での策定事項・内容
		Q05	地域住民への防災意識啓発活動状況
イ：津波避難ビル等の指定、利用・運営状況について		Q06	津波避難ビル等の指定状況
	津波避難目的で整備された 構造物・建物の指定、 利用・運営	Q07	施設の所有・管理を行っている機関
		Q08	津波避難ビル等としての指定条件
		Q09	津波避難ビル等としての利用・運営条件
		Q10	事業制度・補助制度等の活用状況
		Q11	津波避難ビル等の建設費用
	既存建物（機能付加なし） に指定、利用・運営	Q12	施設の所有・管理を行っている機関
		Q13	津波避難ビル等としての指定条件
		Q14	津波避難ビル等としての利用・運営条件
	既存建物（機能付加あり） の指定、利用・運営	Q15	新たに機能付加させたもの
		Q16	施設の所有・管理を行っている機関
		Q17	津波避難ビル等としての指定条件
		Q18	津波避難ビル等としての利用・運営条件

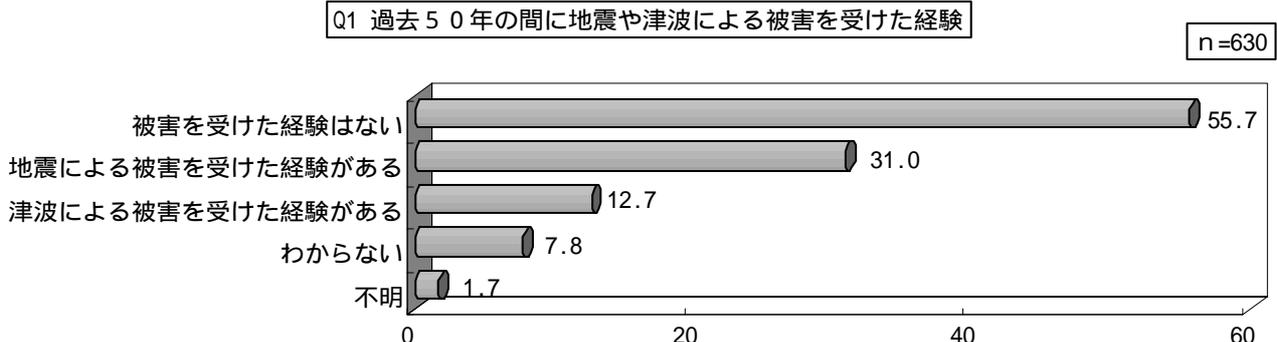
大項目	中項目	アンケート調査項目	
	津波避難目的で整備された構造物・建物、既存建物を指定していない場合	Q 19	津波避難ビル等を指定していない理由
ウ．津波避難ビル等の設定方法・手順、効果等について		Q 20	検討にあたって収集・活用した資料
		Q 21	要避難地域（被害想定範囲）の設定方法
		Q 22	津波避難ビル等の指定間隔の設定方法
		Q 23	津波避難ビル等の指定に至る背景
		Q 24	避難に係る地域住民への周知方法
		Q 25	地域住民への情報提供手段
		Q 26	避難計画での津波避難ビル等の位置付け
		Q 27	避難困難な地域住民のカバー率
		Q 28	津波避難ビル等の利用・運営開始時期
		Q 29	津波避難ビル等の利用・運営期間の目安
		Q 30	津波避難ビル等の指定に係る今後の予定
		Q 31	利用・運営に係る所有者との間での課題等
		Q 32	指定が進まない理由
		Q 33	津波避難ビル等の新規整備予定
エ．地震・津波災害に対する認識について		Q 34	津波による被害の想定・可能性
		Q 35	津波避難ビル等を指定する必要性
		Q 36	指定、利用・運営に係る課題
		Q 37	自由回答
オ．フェース調査		F 01	自治体名、人口、沿岸の観光地、漁港の有無
		F 02	記入者名称、役職等

ア. 地震・津波防災対策の実施状況について

まず、貴自治体における津波対策の実施・推進状況についてお聞きします。

Q 1 . 貴自治体においては、過去 5 0 年の間に地震や津波による被害を受けた経験がありますか。（複数回答）

過去 50 年の間に地震や津波による被害を受けた経験については、『被害を受けた経験はない』との回答が最も多く、55.7%であった。次いで、『地震による被害を受けた経験がある（31.0%）』、『津波による被害を受けた経験がある（12.7%）』の順であった。

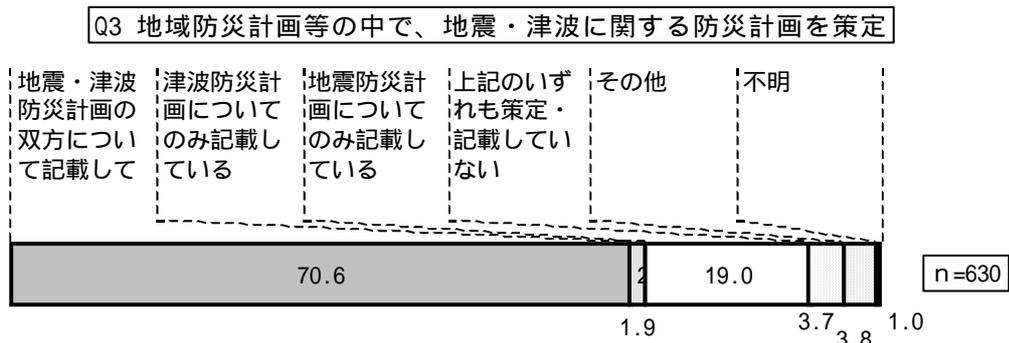


Q 2 . 過去の地震や津波による被害履歴がわかれば地震・津波名と被害状況についてご記入ください。

本資料の巻末に掲載した、参考 1 を参照のこと。

Q 3 . 貴自治体においては、地域防災計画等の中で、地震・津波に関する防災計画を策定されていますか。（ は 1 つ）

地域防災計画等の中で、地震・津波に関する防災計画策定状況については、『地震・津波防災計画の双方について記載している』との回答が最も多く、70.6%であった。次いで、『地震防災計画についてのみ記載している（19.0%）』、『上記のいずれも策定・記載していない（3.7%）』の順であった。なお、『その他』との回答も 3.8%あった。



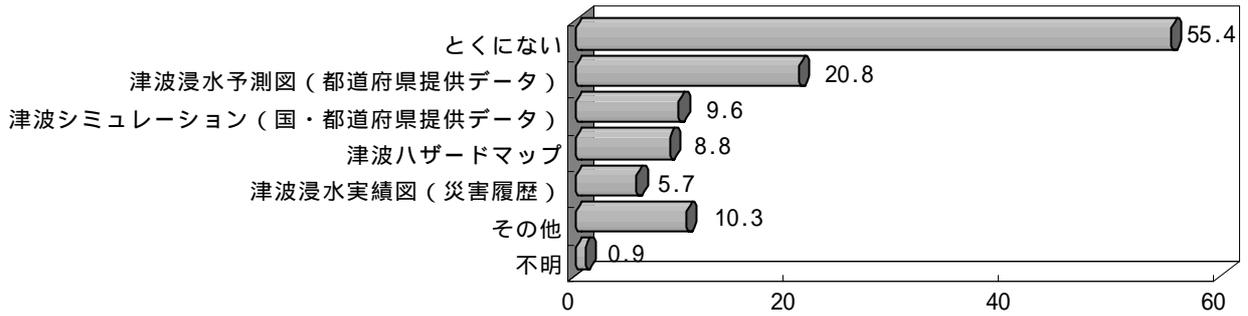
Q 4 . 津波防災計画においては、どのような事項について策定されていますか。

(1) 津波の浸水予測等について（複数回答）

津波の浸水予測等については、『とくにない』との回答が最も多く、55.4%であった。次いで、『津波浸水予測図（都道府県提供データ）（20.8%）』、『津波シミュレーション（国・都道府県提供データ）（9.6%）』の順であった。なお、『その他』との回答も 10.3%あった。

Q4-1 津波の浸水予測等について

n=457

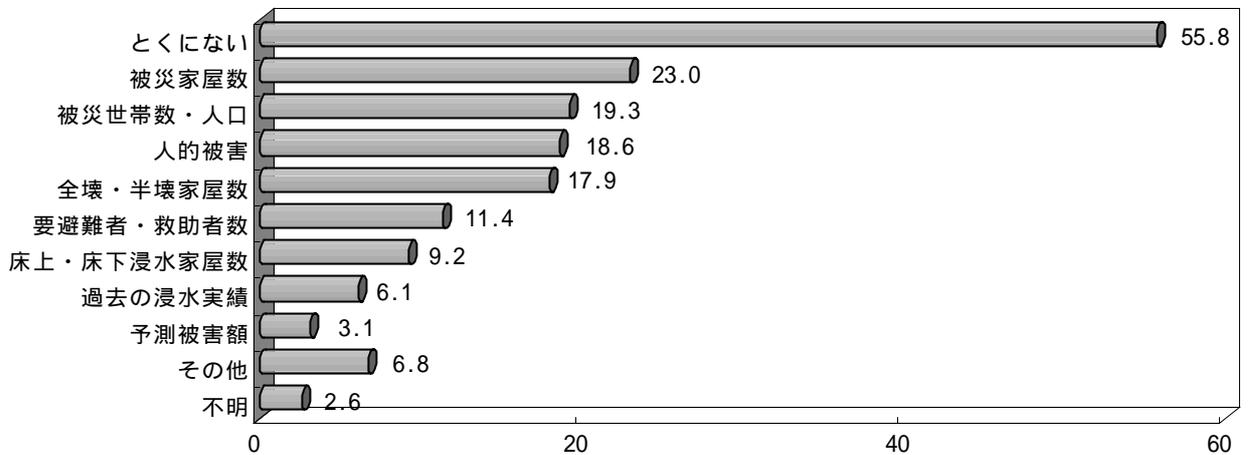


(2) 想定している被害事項について (複数回答)

想定している被害事項については、『とくにない』との回答が最も多く、55.8%であった。次いで、『被災家屋数 (23.0%)』、『被災世帯数・人口 (19.3%)』の順であった。

Q4-2 想定している被害事項について

n=457

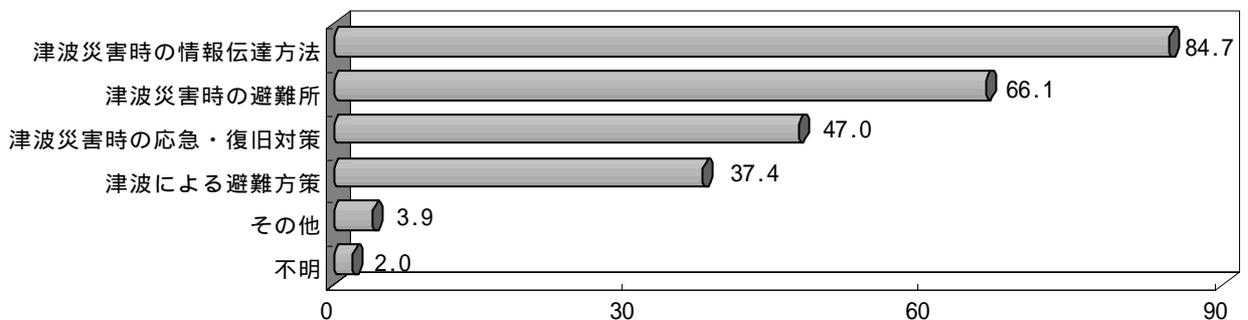


(3) 策定している防災対策について (複数回答)

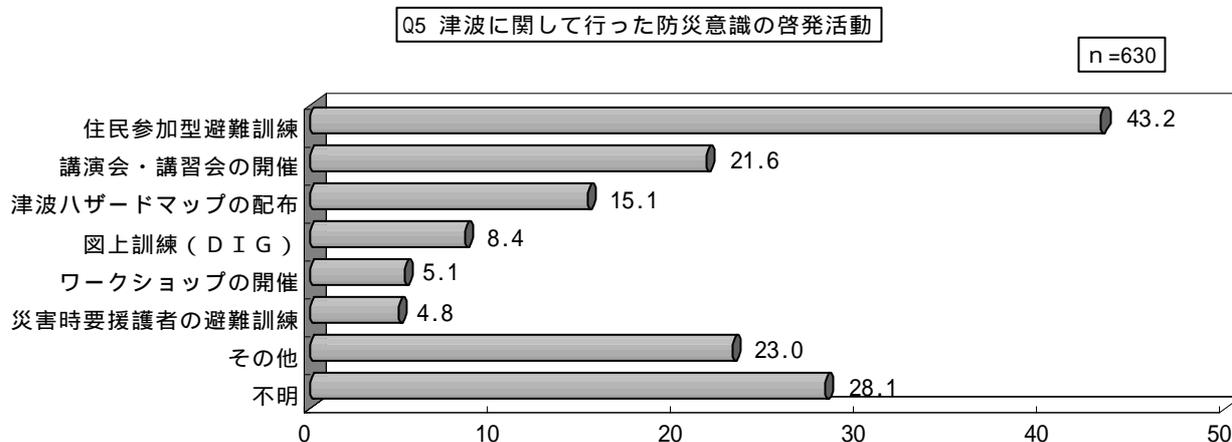
策定している防災対策については、『津波災害時の情報伝達方法』との回答が最も多く、84.7%であった。次いで、『津波災害時の避難所 (66.1%)』、『津波災害時の応急・復旧対策 (47.0%)』の順であった。

Q4-3 策定している防災対策について

n=457



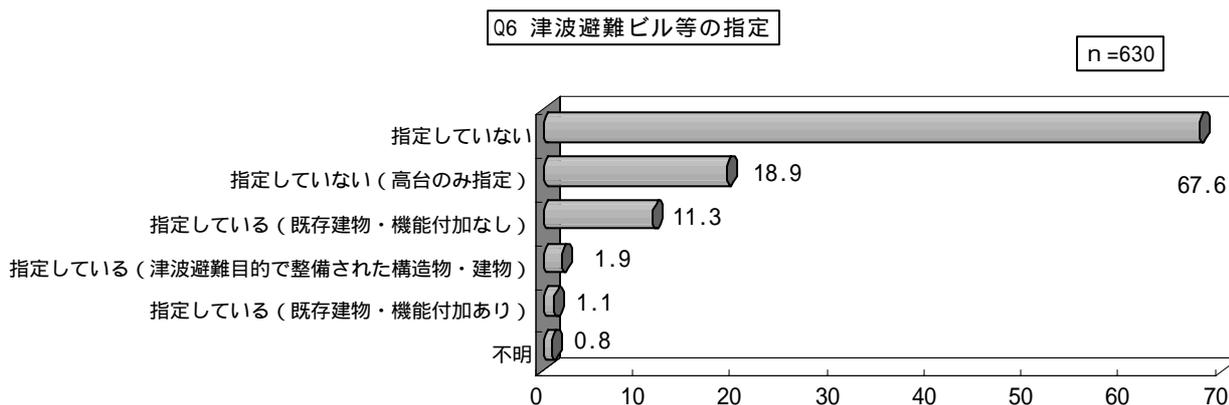
Q5 . これまでに津波に関して、地域住民に対してどのような防災意識の啓発活動を行ったことがありますか。該当する啓発活動をお選び下さい。（複数回答）
 津波に関して行った防災意識の啓発活動については、『住民参加型避難訓練』との回答が最も多く、43.2%であった。次いで、『講演会・講習会の開催（21.6%）』、『津波ハザードマップの配布（15.1%）』の順であった。なお、『その他』との回答も23.0%あった。



イ. 津波避難ビル等の指定、利用・運営状況について

貴自治体における津波避難ビル等の指定状況についてお聞きします。

Q6 . 貴自治体では管内で津波避難ビル等の指定を行っていますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。（複数回答）
 津波避難ビル等の指定については、『指定していない』との回答が最も多く、67.6%であった。次いで、『指定していない（高台のみ指定）（18.9%）』、『指定している（既存建物・機能付加なし）（11.3%）』の順であった。

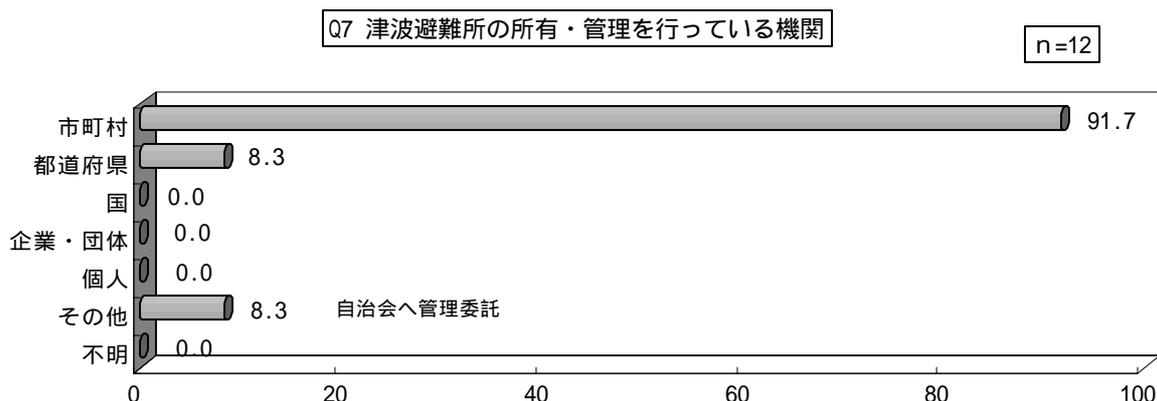


『イー1(Q7～11)』は、Q6で「指定している(津波避難目的で整備された構造物・建物を指定)」とお答えになった方にお聞きします。

イー1. 津波避難目的で整備された構造物・建物の指定、利用・運営について

Q7. それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまるものをいくつか選んでください。(複数回答)

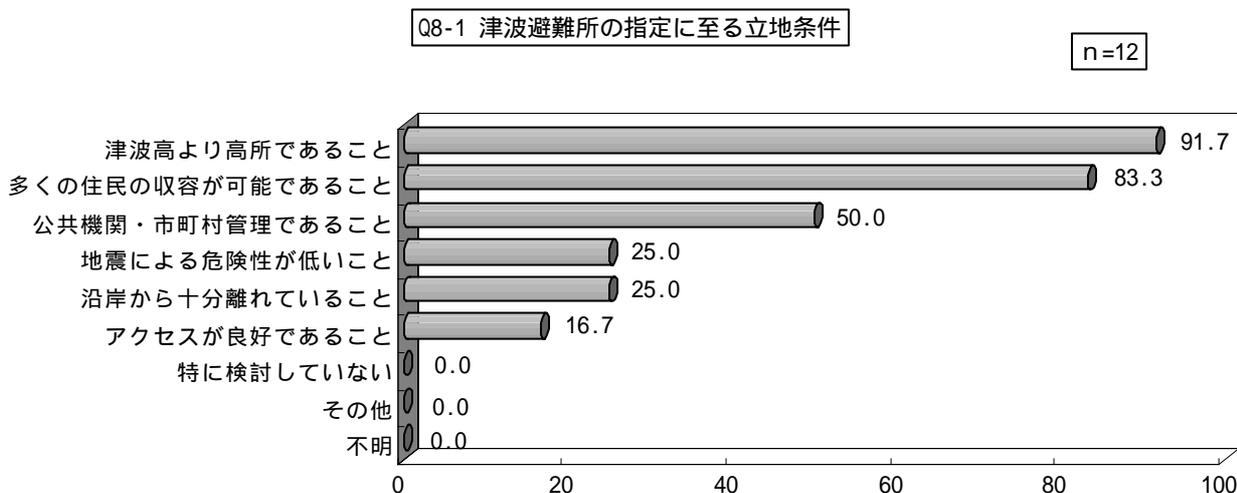
津波避難所の所有・管理を行っている機関については、『市町村』との回答が最も多く、91.7%(11件)であった。次いで、『都道府県(8.3%・1件)』の順であった。なお、『その他』との回答も8.3%(1件)あった。



Q8. それら施設を津波からの避難所として指定する際の、各種条件についてお聞きします。

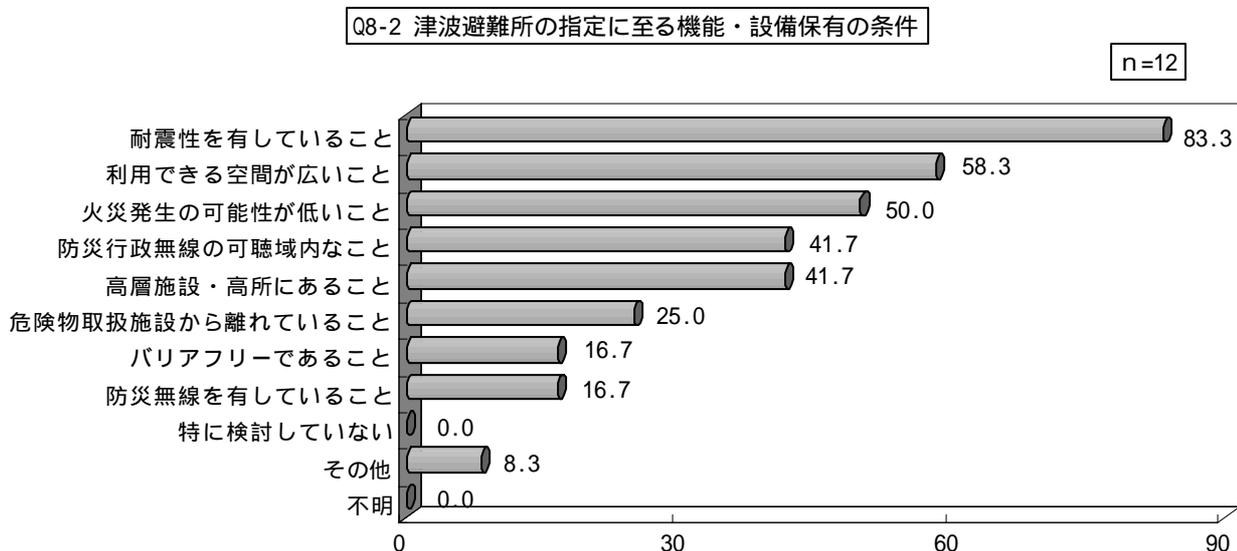
(1) 指定に至る立地条件(候補地)は、概ねどのようなことを考慮しましたか。(複数回答)

津波避難所の指定に至る立地条件については、『津波高より高所であること』との回答が最も多く、91.7%(11件)であった。次いで、『多くの住民の収容が可能であること(83.3%・10件)』、『公共機関・市町村管理であること(50.0%・6件)』の順であった。



(2) それら施設の指定にあたって、どのような機能・設備を保有していることを指定上の条件としましたか。(複数回答)

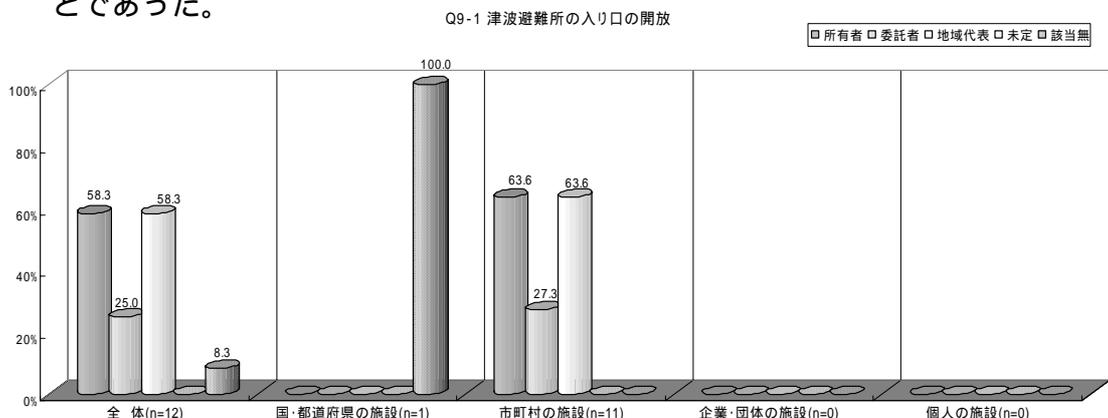
津波避難所の指定に至る機能・設備保有の条件については、『耐震性を有していること』との回答が最も多く、83.3%(10件)であった。次いで、『利用できる空間が広いこと(58.3%・7件)』、『火災発生の可能性が低いこと(50.0%・6件)』の順であった。



Q9. それら施設を津波からの避難所として利用・運営するにあたっての条件についてお聞きします。

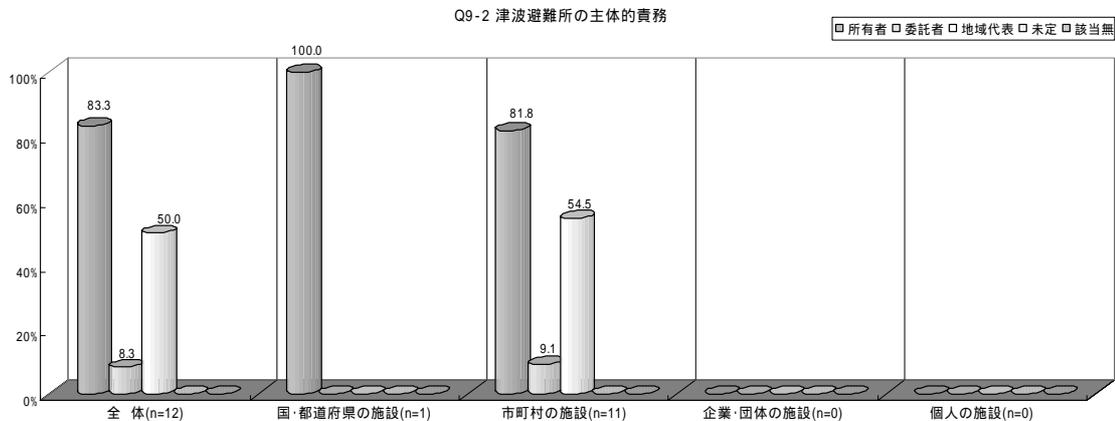
(1) それら施設の入り口は、それぞれ誰が開放することになっていますか。(それぞれについてはいくつでも)

津波避難所の入り口の開放については、全体で見ると、『所有者』『地域代表』との回答が最も多く、全体の58.3%(7件)であった。次いで、『委託者(25.0%・3件)』の順であった。なお、国・都道府県の施設で『該当無(100%・1件)』となっているのは、北海道奥尻町青苗地区の人工地盤のため、鍵の管理等は無いとのことであった。



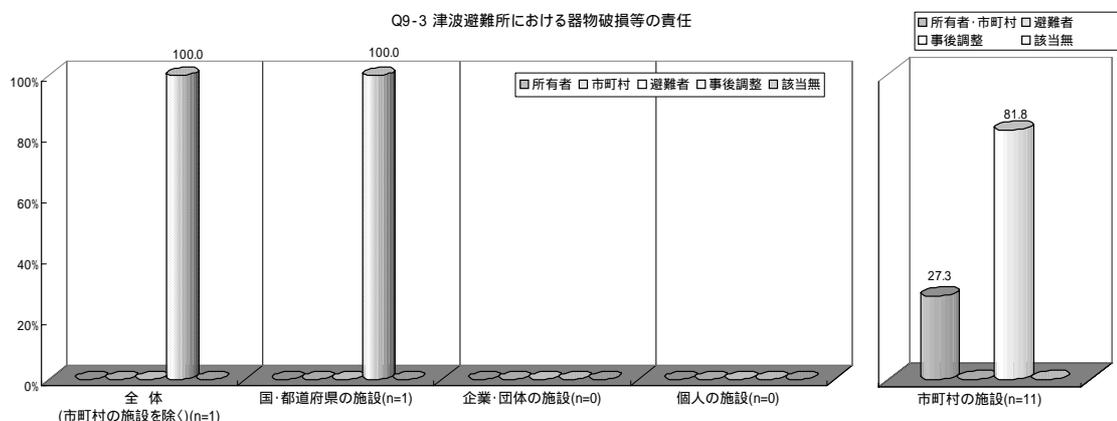
(2) それら施設を避難所として利用・運営する場合、誰が主体的にその責務を担うこととなりますか。(それぞれについて はいくつでも)

津波避難所の主体的責務については、全体で見ると、『所有者』との回答が最も多く、全体の83.3%(10件)であった。次いで、『地域代表(50.0%・6件)』『委託者(8.3%・1件)』の順であった。



(3) 指定された施設等で、万が一避難者による器物破損等の事態が発生した場合、だれが責任を担うこととしていますか(それぞれについて は1つ)

津波避難所における器物破損等の責任については、国・都道府県の施設については『未定(100%・1件)』であるが、市町村の施設については、『事後調整(81.8%・9件)』『所有者・市町村(27.3%・3件)』の順であった。



Q10 津波避難目的で建設された構造物を整備・指定するにあたって、どのような事業制度・補助制度等を活用されましたか。(複数回答)

津波避難所の整備指定するにあたって活用した事業制度・補助制度等については、『都道府県の事業制度・補助制度を活用』との回答が最も多く、50.0%(6件)であった。次いで、『国の事業制度・補助制度を活用(25.0%・3件)』『すべて市町村の財源で整備(8.3%・1件)』の順であった。なお、『その他』との回答も8.3%(1件)あった。

Q10 津波避難所の整備指定するにあたって活用した事業制度・補助制度

n=12

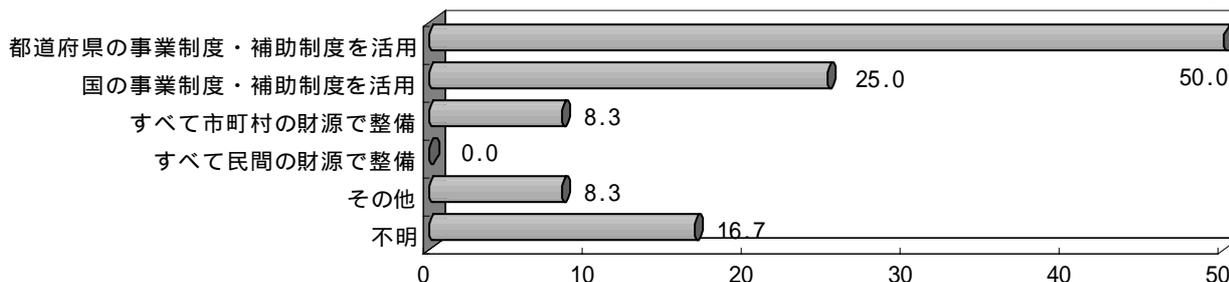


表 3-4 『その他』構造物を整備・指定に活用した際事業制度・補助制度

市町村	事業制度・補助制度名
北海道 豊頃町	北海道市町村振興補助金（都道府県）
北海道 奥尻町	災害に強い漁港漁村づくり事業（国）
北海道 別海町	自治省防災まちづくり事業（町債）（国）
北海道 別海町	北海道市町村振興補助金（その他）
静岡県 焼津市	大規模地震対策等総合支援事業補助金（都道府県）
静岡県 相良町	市町村地震対策特別推進事業（都道府県）
三重県 南島町	防災まちづくり事業等（国）

Q 1 1 . 津波避難目的で整備された構造物・建物について、（土地代を除いて）それぞれどれくらいの建設費用を必要としましたか。（自由回答）

表 3-5 津波避難目的で整備された構造物・建物の建設費用

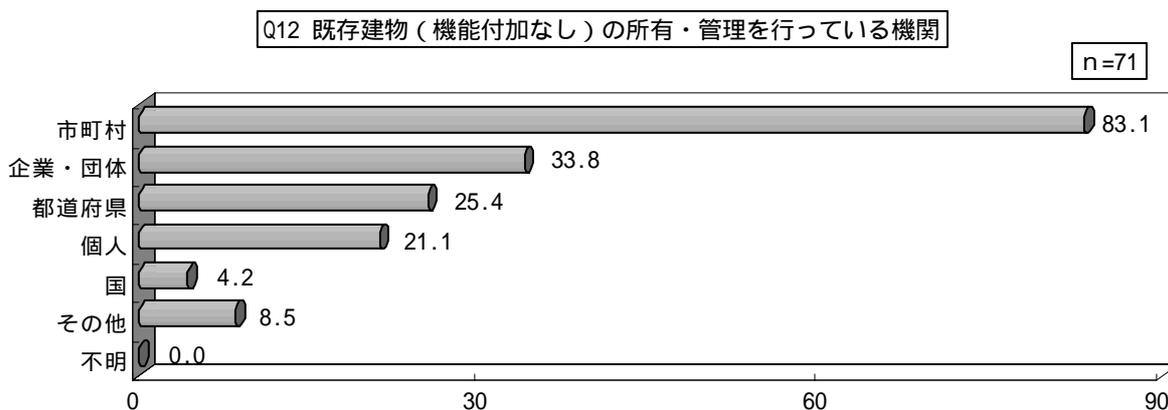
市町村	構造物・建物名称	建設費用 (百万円)
北海道 豊頃町	大津地域コミュニティセンター	335
北海道 別海町	別海町 ^{はしりこたん} 走古丹地域防災センター	436
静岡県 相良町	片浜コミュニティ防災センター	177
三重県 南島町	古和浦防災センター	43
三重県 南島町	神前浦防災センター	41
三重県 南島町	伊勢地防災センター	29
三重県 南島町	奈屋浦防災センター	32
三重県 南島町	方座浦防災センター	29
徳島県 海部町	^{さんげ} 山下地区津波避難施設	119
愛媛県 吉田町	吉田町コミュニティ防災センター	103

『イー2(Q12～14)』は、Q6で「指定している(既存建物を管理者との協議の上指定)」とお答えになった方にお聞きします。

イー2. 既存建物(機能付加なし)の指定、利用・運営について

Q12. それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまるものをいくつかも選んでください。(複数回答)

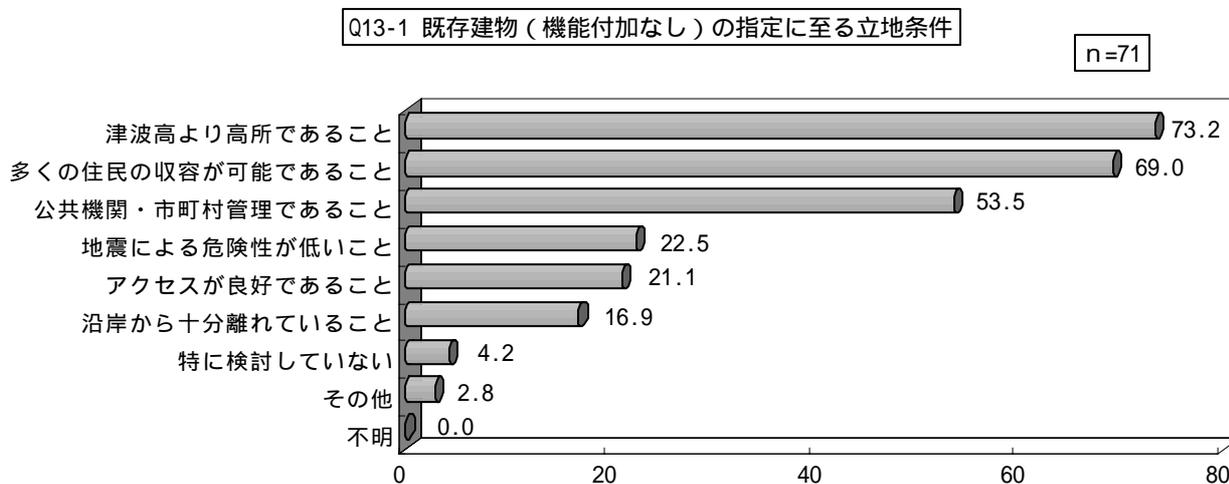
既存建物(機能付加なし)の所有・管理を行っている機関については、『市町村』との回答が最も多く、83.1%であった。次いで、『企業・団体(33.8%)』、『都道府県(25.4%)』の順であった。



Q13. それら施設を津波からの避難所として指定する際の、各種条件についてお聞きします。

(1) 指定に至る立地条件(候補地)は、概ねどのようなことを考慮しましたか。(複数回答)

既存建物(機能付加なし)の指定に至る立地条件については、『津波高より高所であること』との回答が最も多く、73.2%であった。次いで、『多くの住民の収容が可能であること(69.0%)』、『公共機関・市町村管理であること(53.5%)』の順であった。

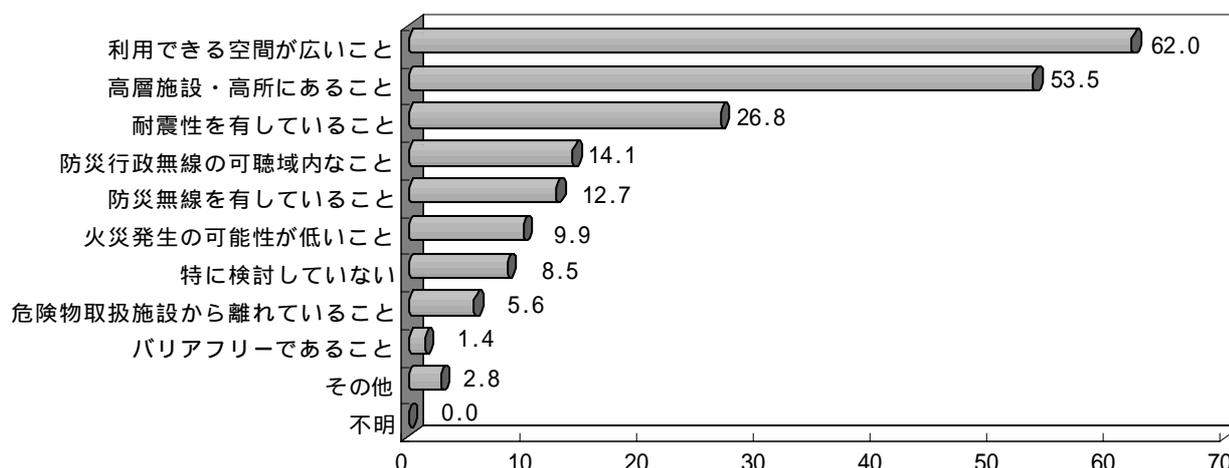


(2) それら施設の指定にあたって、どのような機能・設備を保有していることを指定上の条件としましたか。(複数回答)

既存建物(機能付加なし)の指定に至る機能・設備保有の条件については、『利用できる空間が広いこと』との回答が最も多く、62.0%であった。次いで、『高層施設・高所にあること(53.5%)』、『耐震性を有していること(26.8%)』の順であった。

Q13-2 既存建物(機能付加なし)の指定に至る機能・設備保有の条件

n=71



(3) それら施設の指定にあたっては、所有者との間で特にどのようなことが論点・課題となりましたか。また、どのような協議結果をもって課題を解消しましたか。できるだけ具体的にお願いいたします。(自由回答)

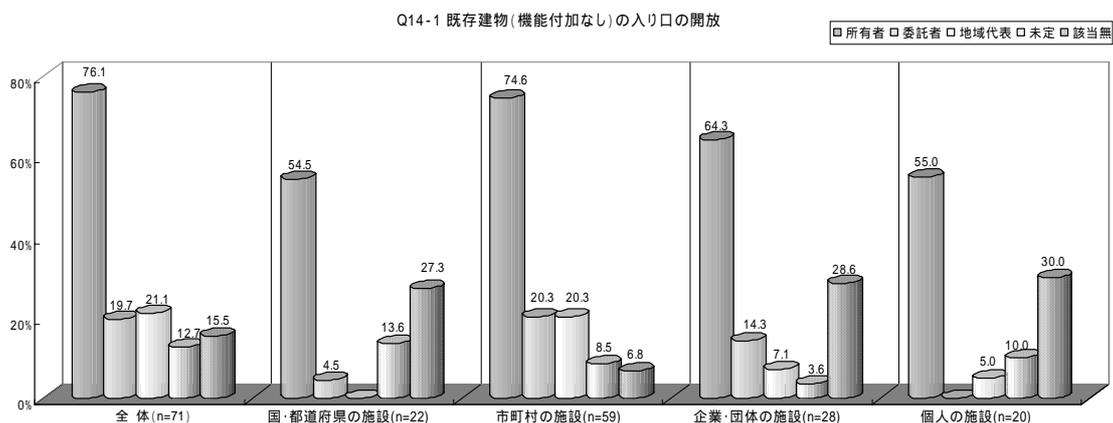
表 3-6 指定(機能付加なし)に際して発生した課題

市町村	論点・課題	解消策
宮城県 A 市	夜間、職員が不在となる。	職員在中時のみでかまわないという条件で指定した。
静岡県 B 町	管理者が不在の場合の対応。	町で鍵を管理する。
三重県 C 町	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の高い建物であること。 大小の会議室があること(避難スペースとして利用しやすいため)。 住民に対する情報伝達がとりやすいこと。 料理教室等厨房の設置(乳幼児・年配の方向けの食事を想定)。 	現在指定している建物については、全て耐火の2~3階を有する建物であるため、耐震性や耐火性に関する課題はクリアできたが、これら以外の点についてはまだ課題として残っている。
和歌山県 D 町	民間ビルを使用させていただくにあたって、所有者に対してメリットのどのような方策がないか検討した。	ボランティアで貸していただくことにする(特に方策がなかった)。
高知県 E 市	夜間のカギ保管。	消防署が保管し、有事の際開ける。
高知県 F 町	耐震性。	耐震診断及び補強。

Q14. それら施設を津波からの避難所として利用・運営するにあたっての条件についてお聞きします。

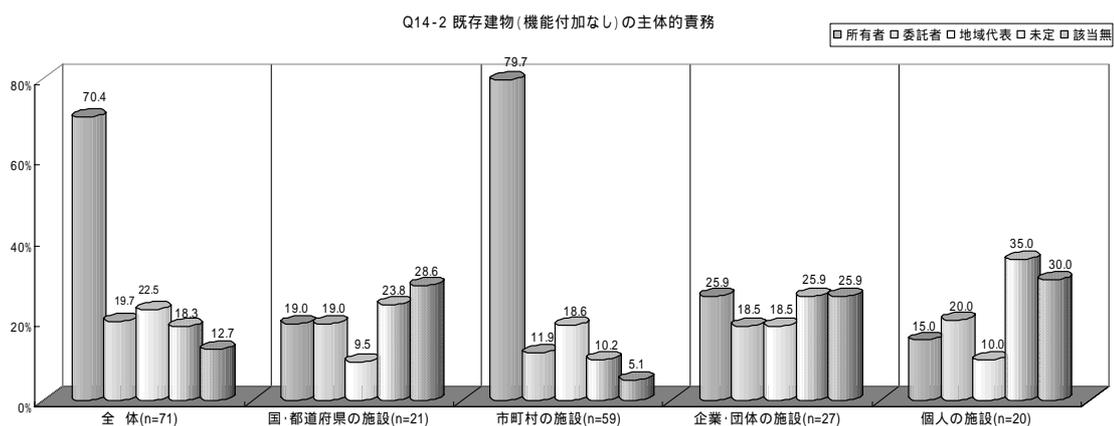
(1) それら施設の入り口は、誰が開放することになっていますか。(それぞれについてはいくつでも)

既存建物(機能付加なし)の入り口の開放については、全体で見ると『所有者』との回答が最も多く、76.1%であった。次いで、『地域代表(21.1%)』、『委託者(19.7%)』の順であった。



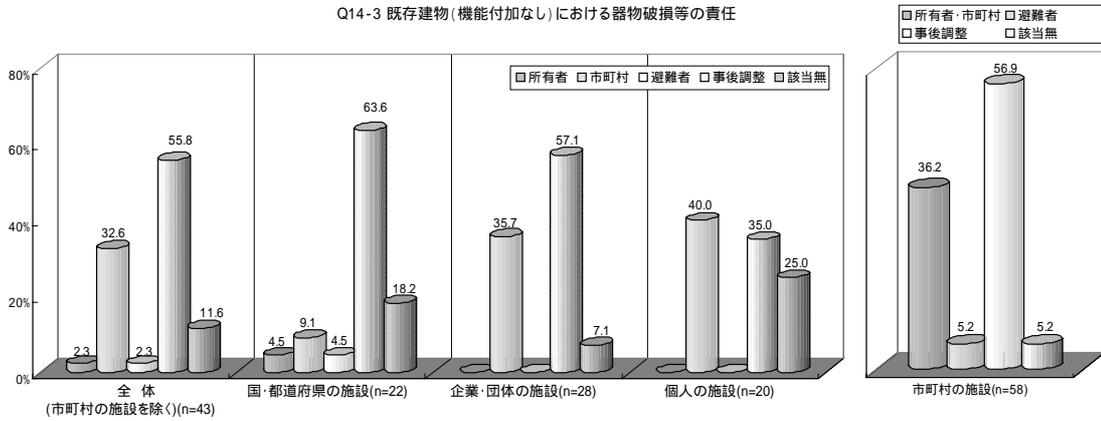
(2) それら施設を避難所として利用・運営する場合、誰が主体的にその責務を担うことになりますか。(それぞれについてはいくつでも)

既存建物(機能付加なし)の主体的責務については、全体で見ると、『所有者』との回答が最も多く、70.4%であった。次いで、『地域代表(22.5%)』、『委託者(19.7%)』の順であった。



(3) 指定された施設等で、万が一避難者による器物破損等の事態が発生した場合、だれが責任を担うこととしていますか。(それぞれについて は1つ)

既存建物(機能付加なし)における器物破損等の責任については、全体で見ると、『事後調整』との回答が最も多く、55.8%であった。次いで、『市町村(32.6%)』、『所有者(2.3%)』、『避難者(2.3%)』の順であった。

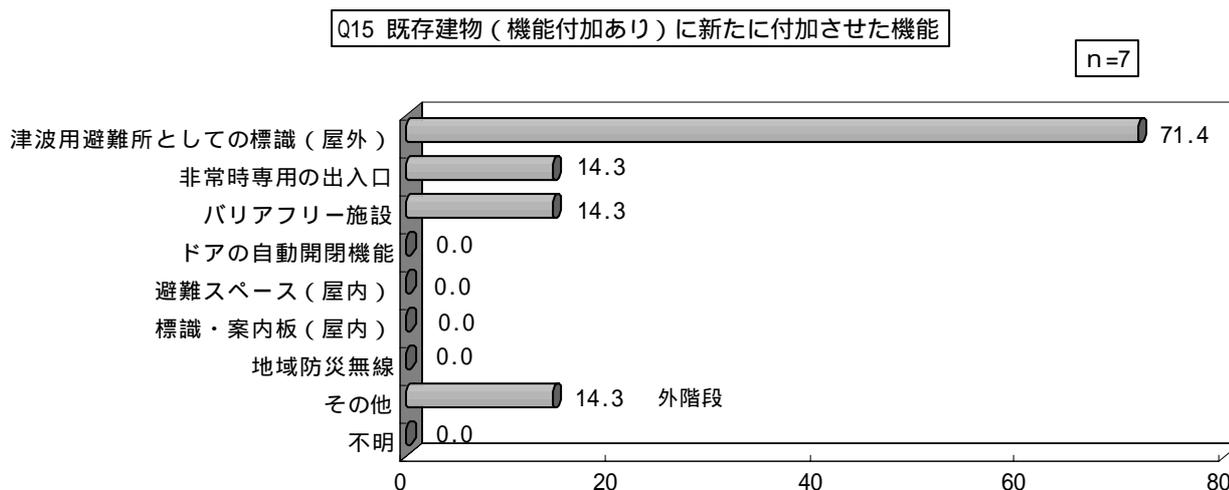


『イ-3(Q15～18)』は、Q6で「指定している(既存建物に、新たに標識や階段などの津波避難機能を付加)」とお答えになった方にお聞きます。

イ-3. 既存建物(機能付加あり)の指定、利用・運営について

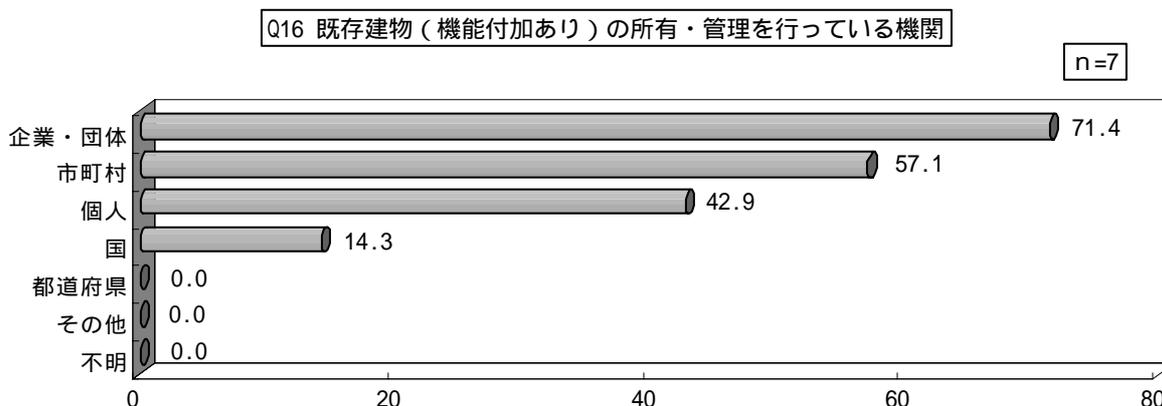
Q15. それら施設を津波からの避難所として指定したのち、施設に対して新たに機能を付加させたものはどのようなものでしょうか。(複数回答)

既存建物(機能付加あり)に新たに付加させた機能については、『津波用避難所としての標識(屋外)』との回答が最も多く、71.4%であった。次いで、『非常時専用の出入口(14.3%)』、『バリアフリー施設(14.3%)』の順であった。なお、『その他』との回答も14.3%あった。



Q16. それら施設の所有・管理を行っている機関としてあてはまるものをいくつかも選んでください。(複数回答)

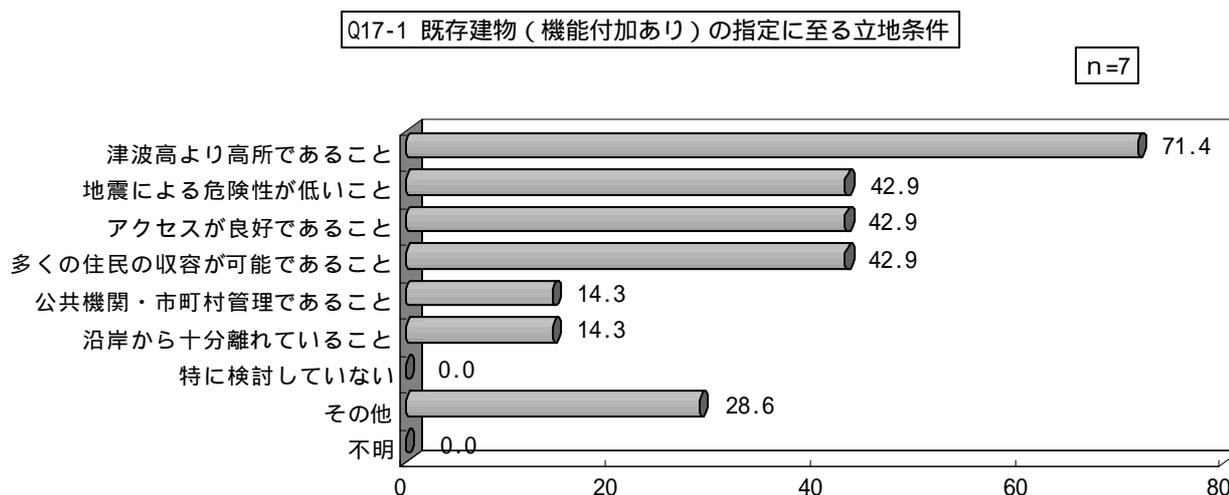
既存建物(機能付加あり)の所有・管理を行っている機関については、『企業・団体』との回答が最も多く、71.4%であった。次いで、『市町村(57.1%)』、『個人(42.9%)』の順であった。



Q17. それら施設を津波からの避難所として指定する際の、各種条件についてお聞きします。

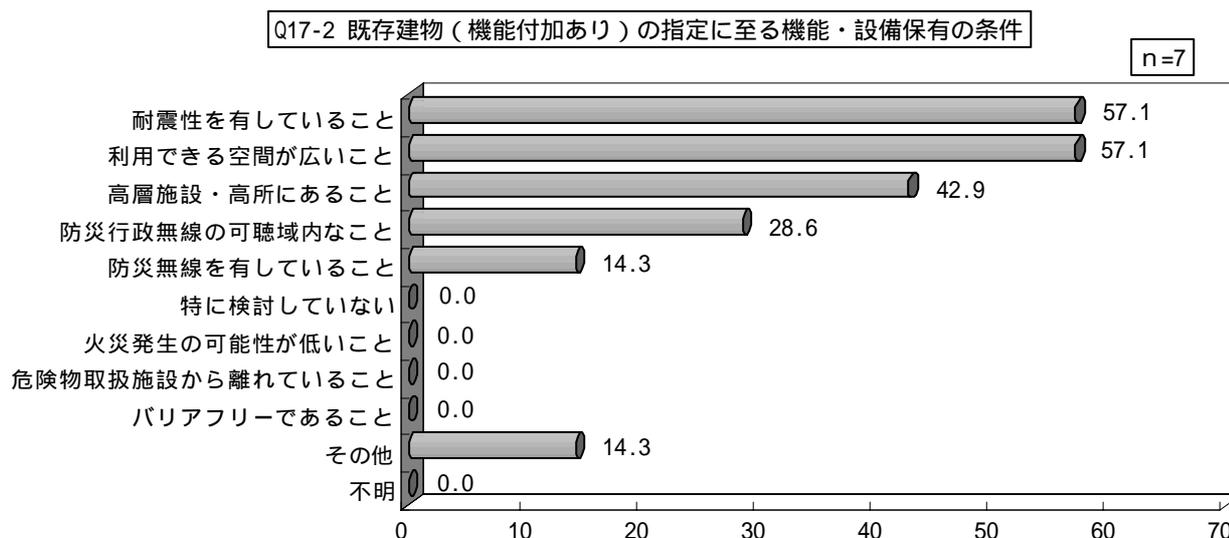
(1) 指定に至る立地条件(候補地)は、概ねどのようなことを考慮しましたか。(複数回答)

既存建物(機能付加あり)の指定に至る立地条件については、『津波高より高所であること』との回答が最も多く、71.4%であった。次いで、『地震による危険性が低いこと(42.9%)』、『アクセスが良好であること(42.9%)』、『多くの住民の収容が可能であること(42.9%)』の順であった。



(2) それら施設の指定にあたって、どのような機能・設備を保有していることを指定上の条件としましたか。(複数回答)

既存建物(機能付加あり)の指定に至る機能・設備保有の条件については、『耐震性を有していること』と『利用できる空間が広いこと』との回答が最も多く、57.1%であった。次いで、『高層施設・高所にあること(42.9%)』、『防災行政無線の可聴域内なこと(28.6%)』の順であった。



(3) それら施設の指定にあたっては、所有者との間で特にどのようなことが論点・課題となりましたか。また、どのような協議結果をもって課題を解消しましたか。できるだけ具体的にお願いたします。(自由回答)

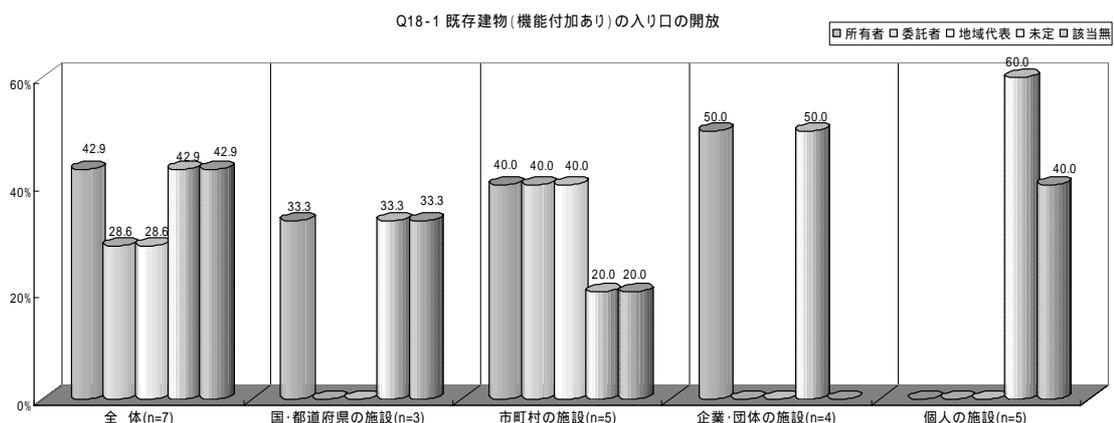
表 3-7 指定(機能付加あり)に際して発生した課題

市町村	課題となったこと	解消策
宮城県 A 市	市内で指定している 4 施設のうち、利用時間が制限される建物が 1 施設あった。	ショッピングセンターの商業フロアとなるため、この施設のみ営業時間帯(季節によっての変化はあるが、概ね 10~12 時間程度)での指定とした。なお、その他の 3 施設については、時間帯の制限なく利用することが可能となっている。
三重県 B 町	非常時専用の出入口確保。	外付階段の設置。

Q18. それら施設を津波からの避難所として利用・運営するにあたっての条件についてお聞きします。

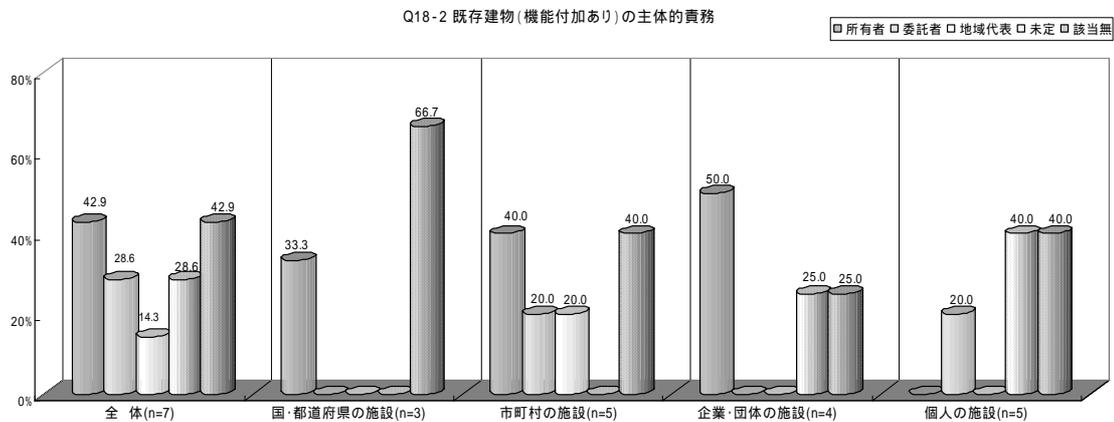
(1) それら施設の入り口は、誰が開放することになっていますか。(それぞれについてはいくつでも)

既存建物(機能付加あり)の入り口の開放については、全体で見ると『所有者』との回答が最も多く、42.9%(3件)であった。次いで、『委託者(28.6%・2件)』、『地域代表(28.6%・2件)』の順であった。また、『未定』『該当無』についても、それぞれ42.9%(3件)あった。



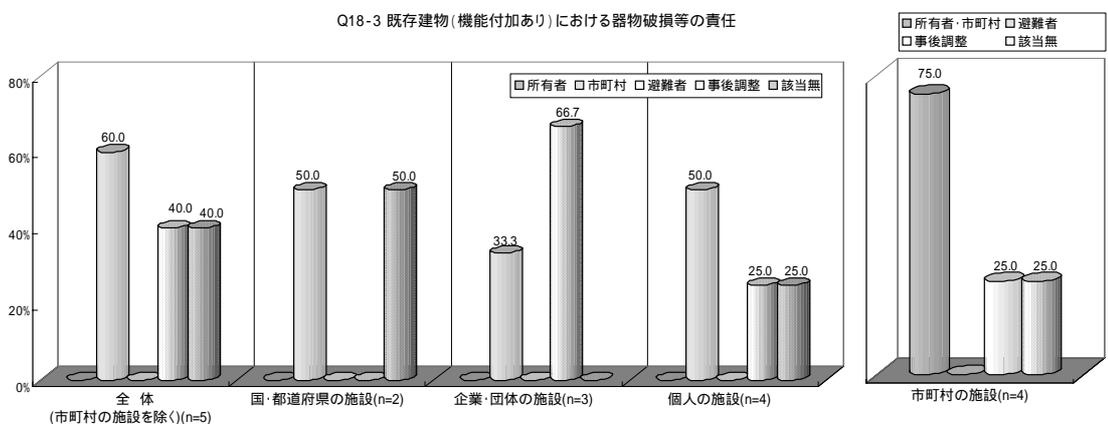
(2) それら施設を避難所として利用・運営する場合、誰が主体的にその責務を担うこととなりますか。(それぞれについて はいくつでも)

既存建物(機能付加あり)の主体的責務については、全体で見ると、『所有者』との回答が最も多く、42.9%(3件)であった。次いで、『委託者(28.6%・2件)』、『地域代表(14.3%・1件)』の順であった。また、『該当無(42.9%・3件)』、『未定(28.6%・2件)』との回答もあった。



(3) 指定された施設等で、万が一避難者による器物破損等の事態が発生した場合、だれが責任を担うこととしていますか。(それぞれについて は1つ)

既存建物(機能付加あり)における器物破損等の責任については、全体で見ると、『市町村』との回答が最も多く、60.0%(3件)であった。次いで、『事後調整(40.0%・2件)』であった。また、『該当無』については、40.0%(2件)であった。

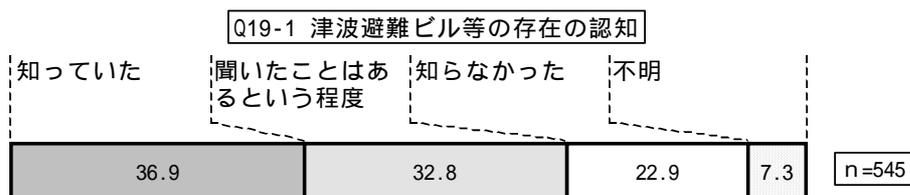


『イ-4(Q19)』は、Q6で「指定していない(高台のみ)」、あるいは「指定していない(津波避難目的で建設された構造物・建物、既存建物、高台いずれも指定していない)」とお答えになった方にお聞きします。

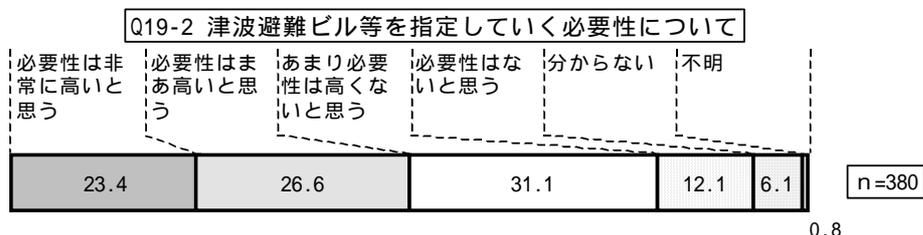
イ-4 . 津波避難目的で整備された構造物・建物、既存建物を指定していない場合

Q19 . 津波避難ビル等を指定していない理由についてお聞かせください。

(1) 「津波避難ビル等」という存在についてご存知でしたか。(は1つ)
津波避難ビル等の存在の認知については、『知っていた』との回答が最も多く、36.9%であった。次いで、『聞いたことはあるという程度(32.8%)』、『知らなかった(22.9%)』の順であった。



(2) 地域の中で、今後、津波避難ビル等を指定していく必要性についてどのようにお考えでしょうか。(は1つ)
津波避難ビル等を指定していく必要性については、『必要性は非常に高いと思う』および『必要性はまあ高いと思う』と回答している自治体が50%あり、『必要性が高くない』もしくは『必要性はない』との回答(43.2%)を上回った。



(3) 必要性を認識している一方で、指定していない理由はなぜでしょうか。(複数回答)
必要性を認識している一方で、指定していない理由については、『適切な施設がない』との回答が最も多く、47.9%であった。次いで、『指定したい施設はあるが、耐震性に問題がある(14.7%)』、『どのような施設を指定すればよいか分からない(11.1%)』の順であった。なお、『その他』との回答も19.5%あった。

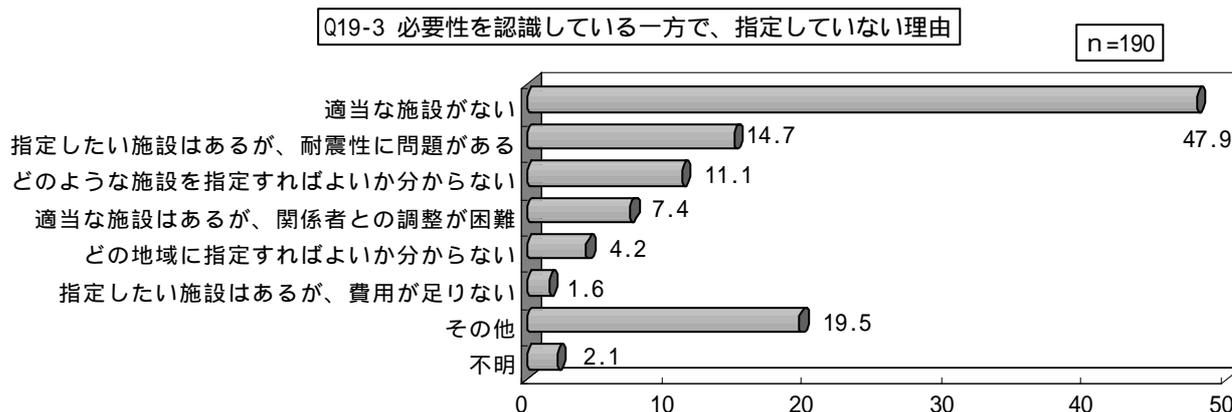
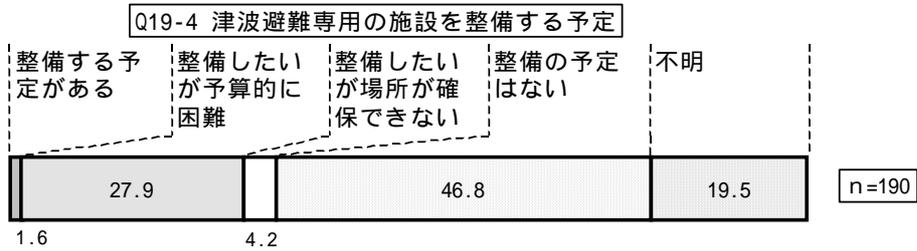


表 3-8 『その他』津波避難ビル等を指定していない理由

市町村	その他
北海道 A 市	都市の地形による。津波は一時的なもの。本市の場合、高台が多くある為、ビルは必要ない。
北海道 B 町	指定したい施設はあるが安全上の問題。
北海道 C 町	どこまで波が来るのか予想できないため。
北海道 D 市	財政的に困難であるため。
北海道 E 町	付近に山などの高台がある。
岩手県 F 市	今までは、浸水区域外への避難対策（早期情報提供、早期避難誘導）を実施してきたが、今後は津波避難施設の指定も検討している。
宮城県 G 市	現在は津波用ではなく、各災害のための指定避難所を設けているので今後、津波対策用の指定避難場所を確保していく。
山形県 H 市	近くに高台がある。
千葉県 I 市	「津波避難ビル」という概念がこれまでに無かったため。
千葉県 J 町	避難所にはしてあるが、津波避難ビルとしての指定はない。
千葉県 K 町	高層マンションを指定予定。（H16 年度中）
愛知県 L 市	今後の検討課題となっている。
愛知県 M 市	今後、適当な施設について指定していきたいと考えている。
三重県 N 町	現在、協議進行中。
大阪府 O 市	今年度の津波ハザードマップ策定にあわせて検討するため。
兵庫県 P 市	浸水予想地域が堤外地であり、住居者あるいは事業所がないため。
兵庫県 Q 町	そうした施設を整備する余地もない。
和歌山県 R 町	地域の自主防災組織が地区ごとに指定している。（いくつかの組織）
和歌山県 S 市	浸水域の詳細が出た時点で（H17.3）地域のワークショップを通じて指定していきたい。
和歌山県 T 市	現在調整中。
和歌山県 U 市	市が指定したとき、責任の所在等の問題。
岡山県 V 市	県からの対象地域図公表が来春。
広島県 W 町	自主防災組織の立ち上げを待って、地域との相互協力のもと検討するべき。
徳島県 X 市	津波避難ビル担当の施設を広域避難場所としてしている為。
徳島県 Y 市	現在、指定に向け調整中である。屋外階段等を有するマンションを調査している。
香川県 Z 市	防災担当者の人員不足、津波まで手が回らない。
愛媛県 AA 町	検討中。
愛媛県 AB 市	土地と予算面での問題。
佐賀県 AC 市	有明海という特殊な条件下であり、施設等が少ない。
大分県 AD 市	県の示した浸水予想区域内に既設の 3 階建て以上のビル等が存在しない。
大分県 AE 市	検討中。
宮崎県 AF 市	災害発生時の施設の開放を行う者の確保が困難。
鹿児島県 AG 町	検討したことがない。
沖縄県 AH 町	指定はしていないが、防災計画に施設を高所建物として掲載。（9ヶ所）

(4) 津波避難専用の施設を整備する予定はありますか。(は1つ)

津波避難専用の施設を整備する予定については、『整備の予定はない』との回答が最も多く、46.8%であった。次いで、『整備したいが予算的に困難(27.9%)』、『整備をしたいが場所が確保できない(4.2%)』の順であった。



『ウ(Q20～33)』は、Q6で「指定している(津波避難目的で整備された構造物・建物を指定)」～「指定している(既存建物に、新たに標識や階段などの津波避難機能を付加)」のいずれかひとつでもお答えになった方にお聞きします。

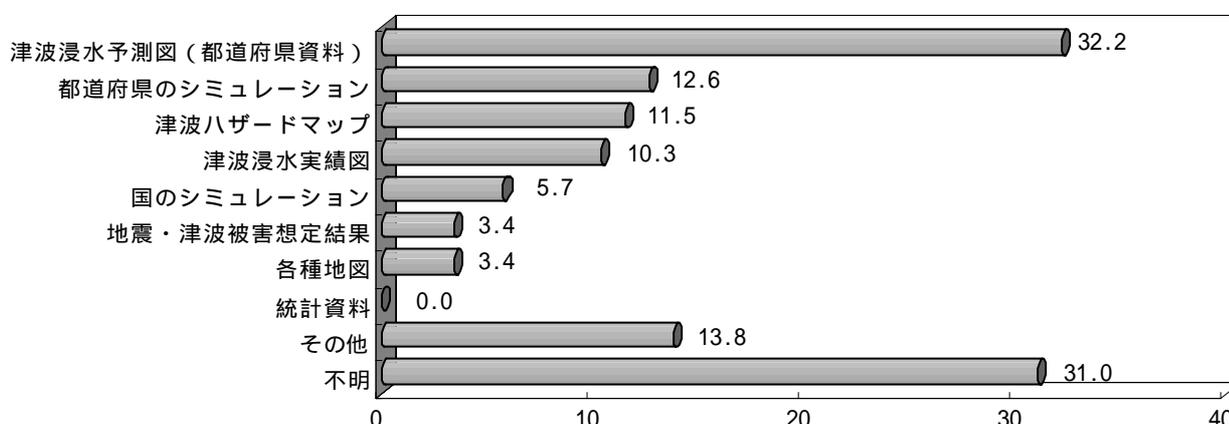
ウ. 津波避難ビル等の設定方法・手順、効果等について(津波避難ビル等を指定している場合のみ)

Q20. 津波避難ビル等の検討にあたって、どのような資料を収集・活用した上で指定しましたか。(複数回答)

津波避難ビル等の検討にあたって、収集・活用した資料については、『津波浸水予測図(都道府県資料)』との回答が最も多く、32.2%であった。次いで、『都道府県のシミュレーション(12.6%)』、『津波ハザードマップ(11.5%)』の順であった。なお、『その他』との回答も13.8%あった。

Q20 津波避難ビル等の検討にあたって、収集・活用した資料

n=87



Q21. 津波による要避難地域(被害が想定される範囲)は、どのようにして設定しましたか。(複数回答)

津波による要避難地域の設定方法については、『シミュレーション・ハザードマップのデータを用いた』との回答が最も多く、27.6%であり、次いで、『関係省庁の作成した手引書・マニュアルを用いた(12.6%)』であった。なお、『その他(20.7%)』については、一覧として表示した。

Q21 津波による要避難地域の設定方法

n=87

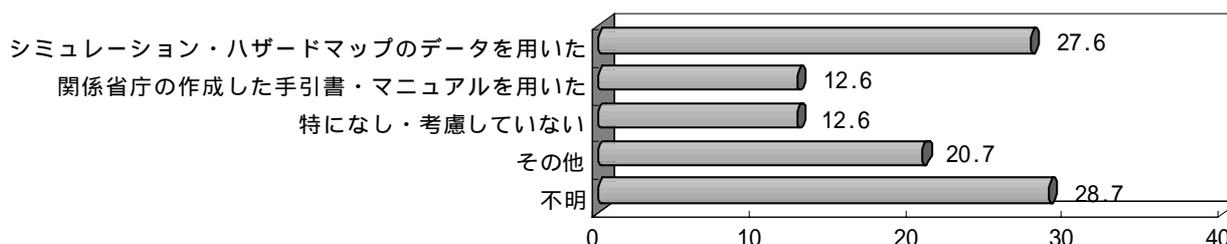


表 3-9 『その他』津波要避難地域の算出方法

市町村	その他
北海道 A 町	海拔 10m 未満の場所。
北海道 B 町	過去の実績などによる。
青森県 C 村	過去の津波被害。
岩手県 D 町	過去の浸水域図。
宮城県 E 市	過去の浸水実績。
山形県 F 市	県の浸水想定図に基づいた。
神奈川 G 市	過去に発生した津波の最高波高を基準に設定。
千葉県 H 市	地形等からの推測。
新潟県 I 市	防災アセスメント調査。
石川県 J 市	石川県地震被害調査。
石川県 K 市	海岸地区の標高 4m 以下の土地。
静岡県 L 町	安政地震による津波到達区域。
静岡県 M 市	過去の津波浸水域。
静岡県 N 町	安政地震による津波の実績を考慮。
静岡県 O 市	県の被害想定を用いた。
鹿児島県 P 町	海岸線集落。

Q 2 2 . 津波避難ビル等の間隔（カバー範囲）は、どのようにして設定しましたか。（複数回答）

津波避難ビル等の間隔の設定方法については、『特になし・考慮していない』との回答が最も多く、43.7%であった。次いで、『施設の規模で設定した(14.9%)』、『関係省庁の作成した手引書・マニュアルを用いた(5.7%)』の順であった。なお、『その他(9.2%)』については、一覧として表示した。

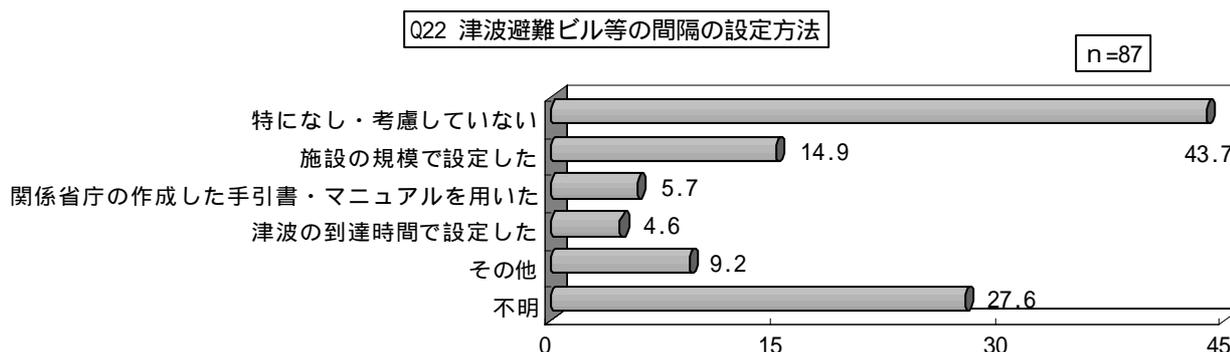


表 3-10 『その他』カバー範囲の設定方法

市町村	その他
北海道 A 町	該当地区には、1つしか対象施設はない。
青森県 B 村	地区に高台がないため全域をカバー。
青森県 C 市	避難に要する時間。
静岡県 D 町	自治会、町内会単位。
宮城県 E 市	浸水エリア内の観光客一時避難場所として。

Q23. 貴自治体において津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景をお教え下さい。（複数回答）

津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景については、『住民が避難すべき高台が少なかったから』との回答が最も多く、29.9%であった。次いで、『住民が避難すべき高台が遠かったから（27.6%）』、『過去に津波による被害を受けた地域だから（26.4%）』の順であった。なお、『その他（10.3%）』については、一覧として表示した。

Q23 津波避難ビル等を指定し、津波発生時に避難場所を確保することとなった背景

n=87

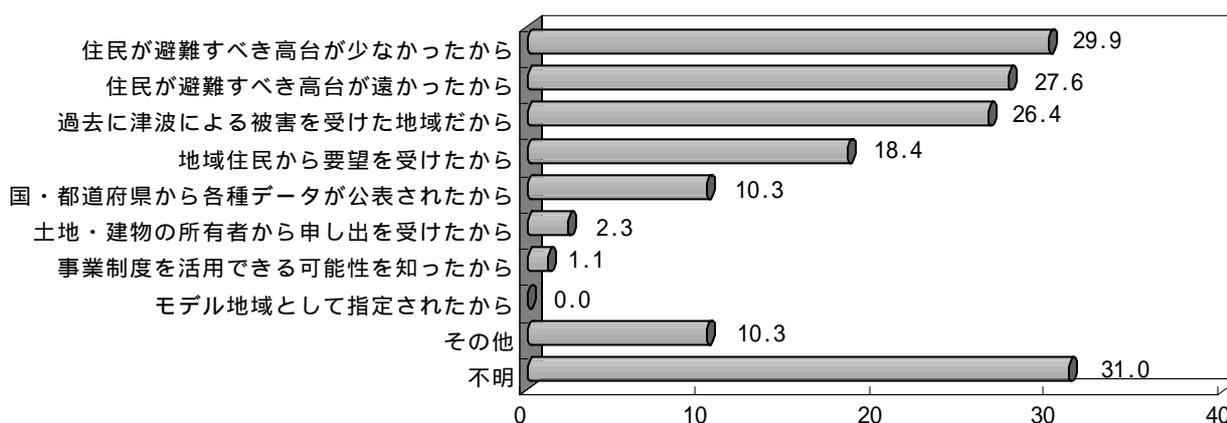


表 3-11 『その他』避難場所を設定した背景

市町村	その他
北海道 A 町	住民の生命を災害から保護するため。
北海道 B 市	H14.8 洪水ハザードマップを全戸配布する時に、既存の避難所を指定した。
静岡県 C 市	突発地震により、浸水域外へ避難する時間がない場合のため。
愛媛県 D 市	東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、推進計画作成が義務付けられたから。
福岡県 E 市	地域防災計画策定に伴い、災害全般の計画を行った為。
熊本県 F 町	津波被害が見込まれる地域。
鹿児島県 G 町	備えとして必要。

Q24 . 津波避難ビル等への避難については、地域住民に対してどのように周知されていますか。（複数回答）

地域住民に対する津波避難ビル等への避難については、『広報誌等により周知』との回答が最も多く、42.5%であった。次いで、『ハザードマップ等により周知（20.7%）』、『市町村で避難計画を策定し地域へ周知（17.2%）』の順であった。なお、『その他（13.8%）』については、一覧として表示した。

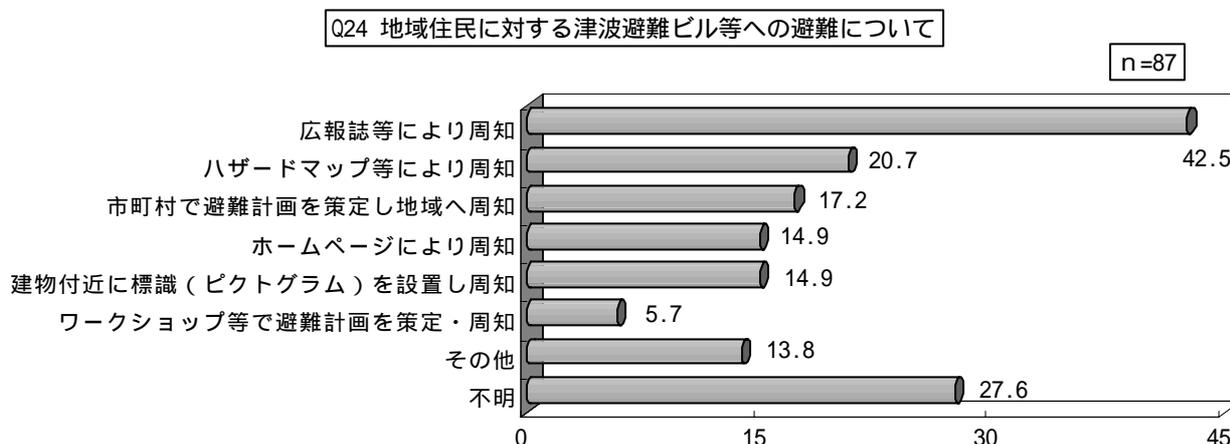


表 3-12 『その他』地域住民への周知方法

市町村	その他
青森県 A 村	防災訓練。
千葉県 B 町	表示看板。
千葉県 C 市	津波にかぎらず地域の避難所としてホームページ、標式により周知。
静岡県 D 市	津波避難訓練での周知。
静岡県 E 町	自主災による周知、防災訓練により周知。
静岡県 F 市	標識の設置。
三重県 G 町	自治会、自主防災会などの防災講話の中で紹介。
三重県 H 町	防災のしおり・・・各戸（全世帯）配布。
和歌山県 I 町	避難訓練で意識づけ。
熊本県 J 町	行っていない。
鹿児島県 K 町	災害対策連絡会時に自治会長、消防団幹部、班長へ周知。

Q 2 5 . 貴自治体における津波注意報、津波警報発令において市民に向けての情報提供手段についてお聞かせ下さい。（複数回答）

津波注意報、津波警報発令において市民に向けての情報提供手段については、『防災行政無線』と『広報車』との回答が最も多く、62.1%であった。次いで、『消防団・自主防災組織による呼び掛け（54.0%）』、『サイレン（43.7%）』の順であった。なお、『その他（4.6%）』については、一覧として表示した。

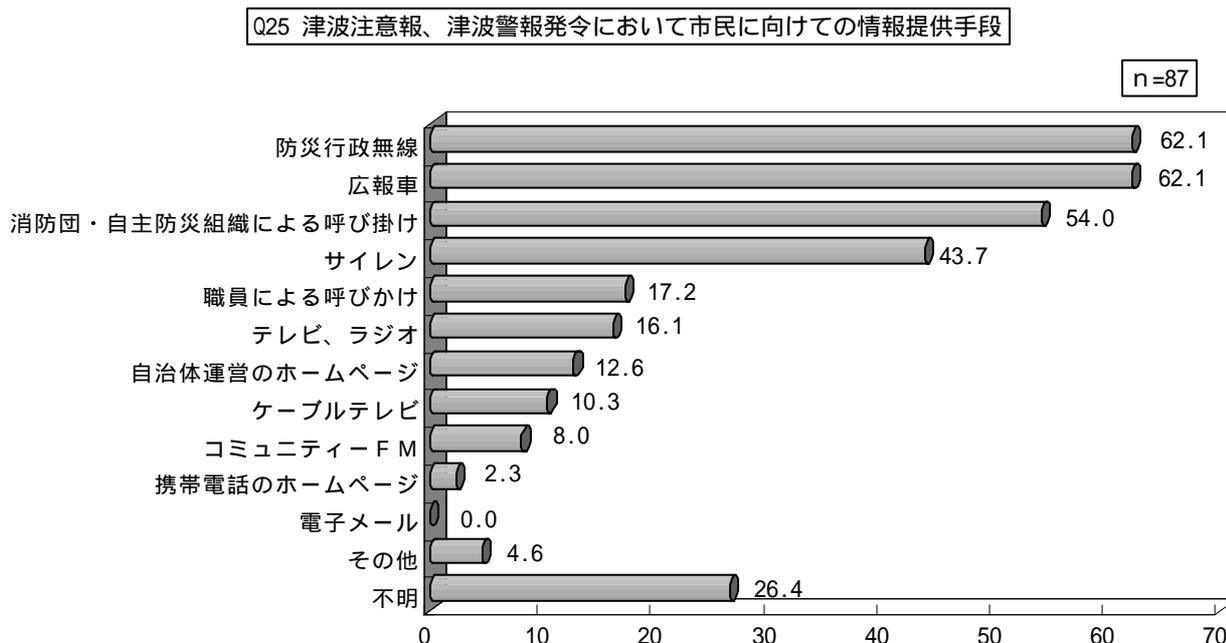
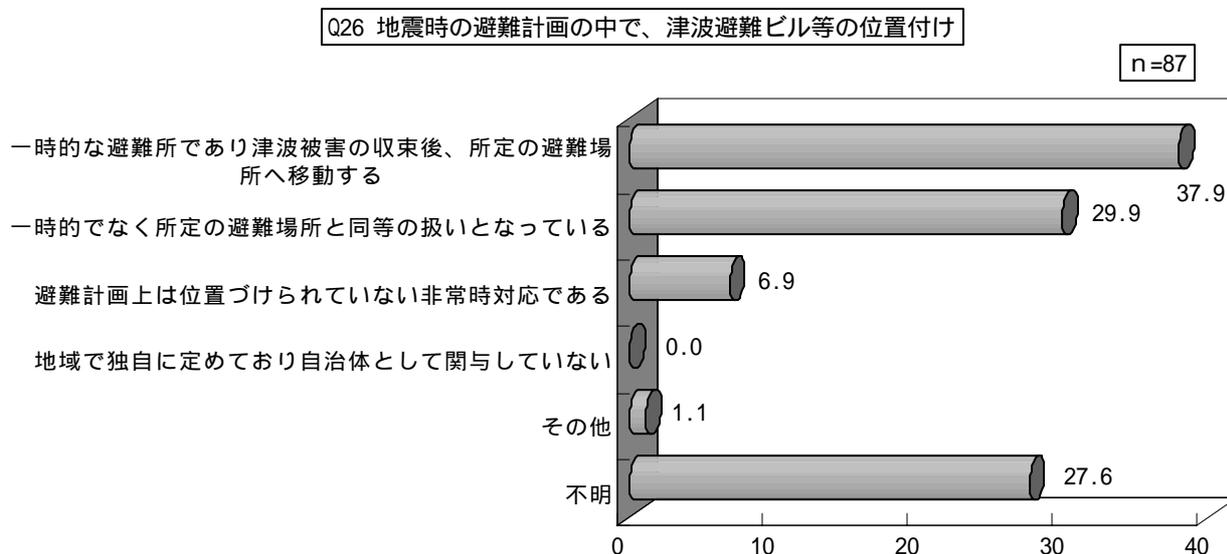


表 3-13 『その他』情報提供手段

市町村	その他
静岡県 A 町	同報無線による広報。
広島県 B 市	町内会放送。
長崎県 C 市	各区長から地区住民へ呼び掛け。
鹿児島県 D 町	オフトーク放送。 (電話回線を利用した音声による地域情報提供システム)

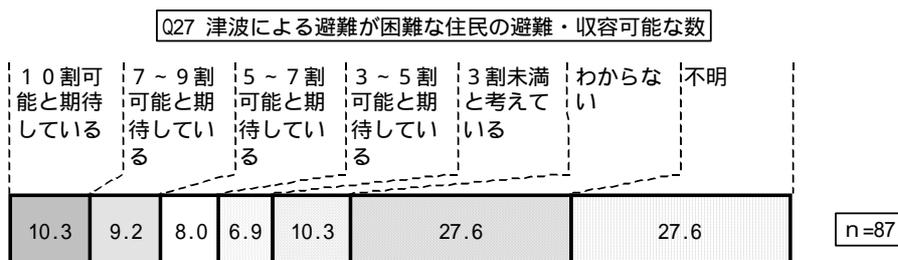
Q 2 6 . 地震時の避難計画の中で、津波避難ビル等の位置付けはどのようになっていますか。(複数回答)

地震時の避難計画の中で、津波避難ビル等の位置づけについては、『一時的な避難所であり津波被害の収束後、所定の避難場所へ移動する』との回答が最も多く、37.9%であった。次いで、『一時的でなく所定の避難場所と同等の扱いとなっている(29.9%)』、『避難計画上は位置づけられていない非常時対応である(6.9%)』の順であった。



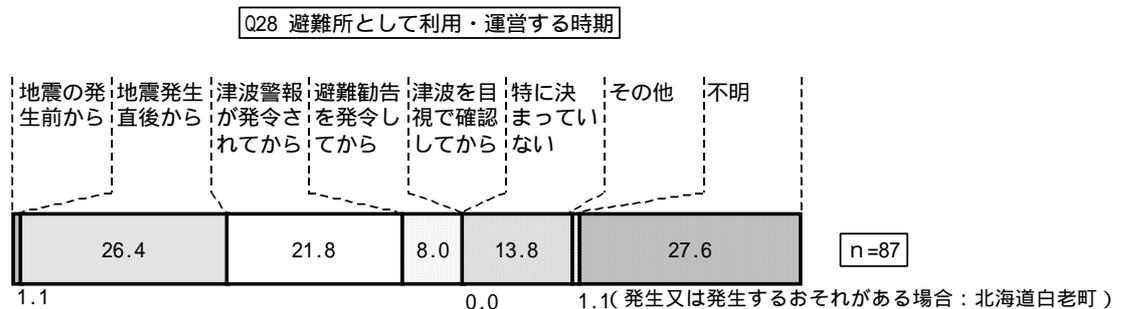
Q 2 7 . 地域内で指定した津波避難用ビル等によって、津波による避難が困難な住民の概ね何割程度が避難・収容可能と期待されていますか。(は1つ)

津波による避難が困難な住民の避難・収容可能な数については、『わからない』との回答が最も多く、27.6%であった。次いで、『10割可能と期待している(10.3%)』、『3割未満と考えている(10.3%)』の順であった。



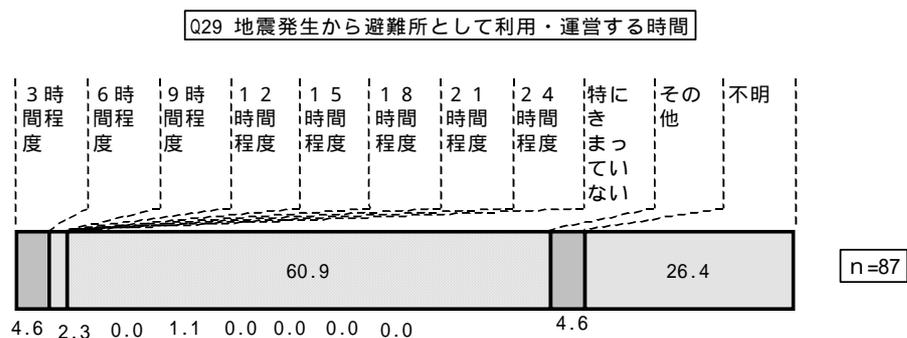
Q 2 8 . それら施設を避難所として利用・運営するのは概ねいつごろからとしていますか
(は1つ)

避難所として利用・運営する時期については、『地震発生直後から』、『津波警報が発令されてから』、『避難勧告を発令してから』との回答が、合わせて 56.2% であった。



Q 2 9 . それら施設は、地震発生から概ね何時間程度、避難所として利用・運営することとなっていますか。(は1つ)

地震発生から避難所として利用・運営する時間については、『特に決まっていない』との回答が最も多く、60.9%であった。次いで、『3 時間程度 (4.6%)』、『6 時間程度 (2.3%)』の順であった。



Q 3 0 . 津波避難ビル等の指定に係る今後の予定についてお聞かせ下さい。(複数回答)

津波避難ビル等の指定に係る今後の予定については、『津波避難ビル等を活用した避難訓練の実施』との回答が最も多く、24.1%であった。次いで、『津波避難ビル等の追加指定 (8.0%)』、『津波避難ビル等の利用方法の改善 (利用方法等の見直し等) (8.0%)』、『津波避難ビル等の指定を行っていない地域における指定 (8.0%)』の順であった。なお、『その他 (3.4%)』については、一覧として表示した。

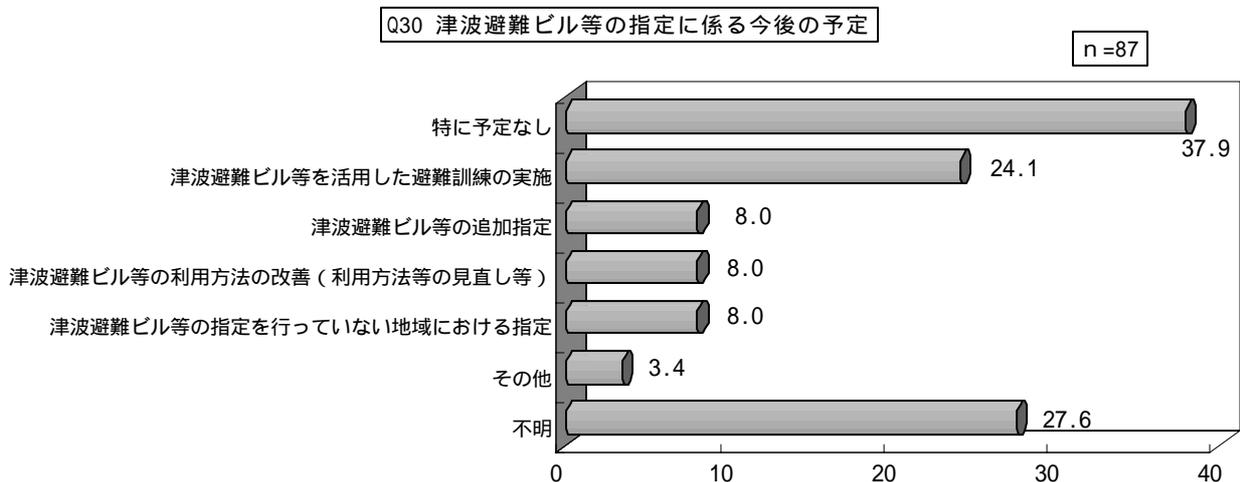


表 3-14 『その他』津波避難ビル等の今後の予定

市町村	その他
静岡県 A 市	再調査を行ない、津波避難マップを更新する。
熊本県 B 町	海岸線付近にビルが建設された場合に、所有者と協議の上指定したい。
鹿児島県 C 市	指定場所の見直し。
沖縄県 D 市	指定ビルの標識設置。

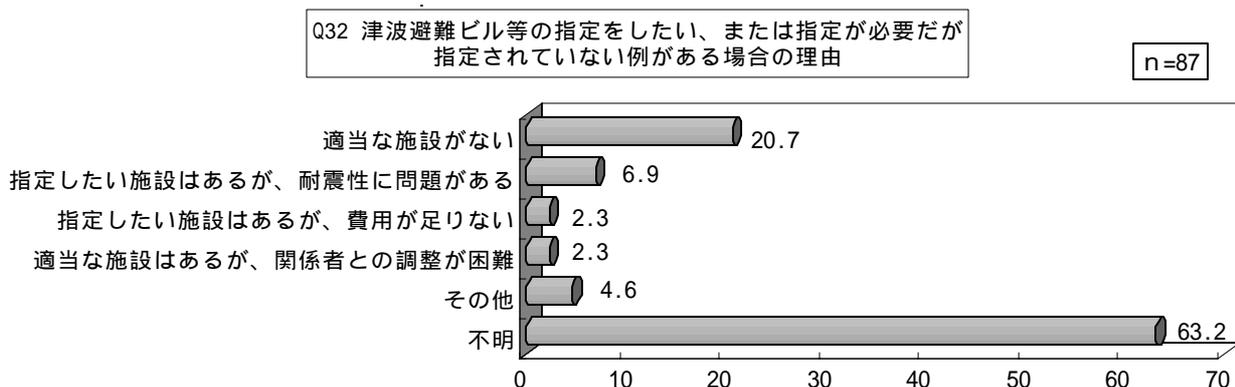
Q 3 1 . 施設等の利用・運営にあたっては、所有者との間で特にどのようなことが課題となりましたか。また、どのような協議結果をもって課題を解消しましたか。できるだけ具体的にお願いいたします。（自由回答）

表 3-15 利用・運営にあたっての課題

市町村	課題となったこと	解 消 策
三重県 A 町	誘地エリアの住民を全て収容できない。 指定地域以外の住民が最直近の避難所を利用する。	緊急避難所、入所避難所（生活）を同時開放して、避難の渋滞を避けることを検討。
三重県 B 市	非常時専用の出入口の確保。	外付階段の設置。
和歌山県 C 町	民間ビルを使用させていただくにあたって、所有者に対してメリットの見えるような方策がないか検討した。	ボランティアで貸していただくことにする（特に方策がなかった）。
徳島県 D 市	施設等の所有者及び管理者等の同意。	施設等の利用協定書の締結等。

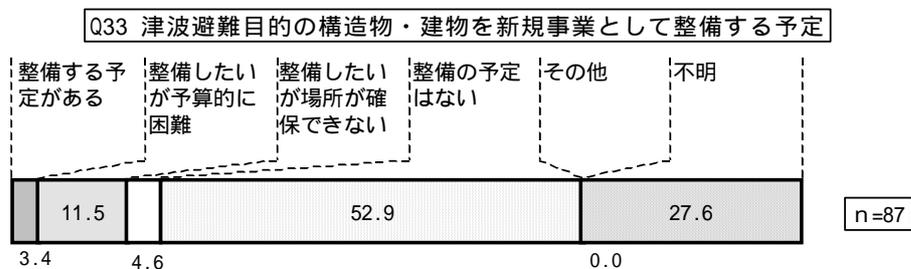
Q 3 2 . 貴自治体で、津波避難ビル等の指定をしたい、または指定が必要だが指定されていない例がある場合、その理由等についてお聞きします。（複数回答）

津波避難ビル等の指定をしたい、または指定が必要だが指定されていない例がある場合の理由については、『適当な施設がない』との回答が最も多く、20.7%であった。次いで、『指定したい施設はあるが、耐震性に問題がある（6.9%）』、『指定したい施設はあるが、費用が足りない（2.3%）』、『適当な施設はあるが、関係者との調整が困難（2.3%）』の順であった。



Q33 .今後、津波避難目的の構造物・建物を新規事業として整備する予定はありますか。
 (は1つ)

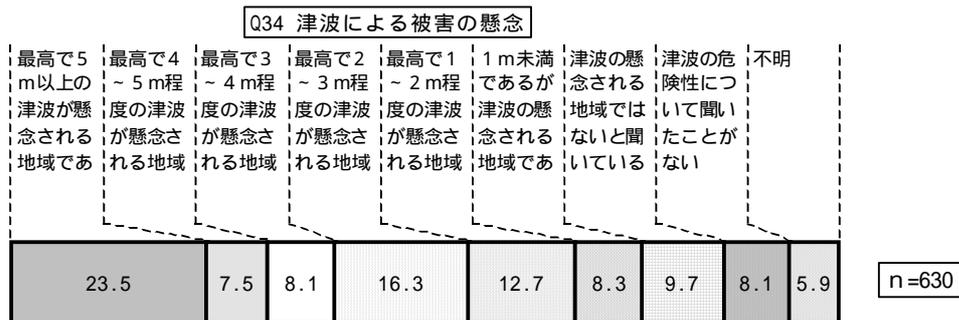
津波避難目的の構造物・建物を新規事業として整備する予定については、『整備の予定はない』との回答が最も多く、52.9%であった。次いで、『整備したいが予算的に困難(11.5%)』、『整備したいが場所が確保できない(4.6%)』の順であった。



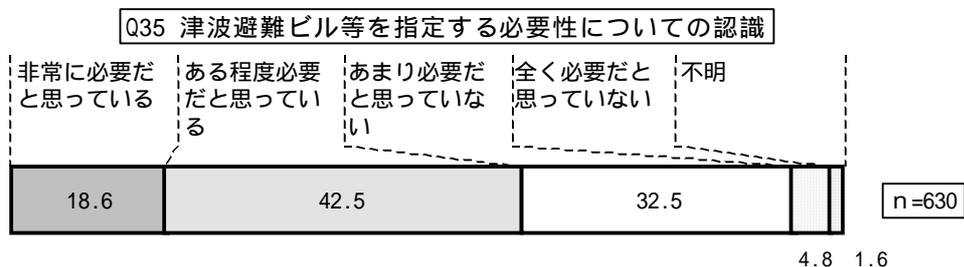
『エ(Q34～37)』は、全員がお答えください。

エ. 地震・津波災害に対する認識について(全員がお答えください)

Q34. 貴自治体は、津波による被害の懸念される地域でしょうか。(は1つ)
 津波による被害の懸念については、『最高5m以上の津波が懸念される地域である』との回答が最も多く、23.5%であった。次いで、『最高で2～3m程度の津波が懸念される地域である(16.3%)』、『最高で1～2m程度の津波が懸念される地域である(12.7%)』の順であった。



Q35. 貴自治体では、津波避難ビル等を指定する必要性について、どのような認識を持っていますか。(は1つ)
 津波避難ビル等を指定する必要性についての認識については、『非常に必要だと思っている』および『ある程度必要だと思っている』との回答が61.1%であった。



Q36 . 津波避難ビル等の指定、利用・運営にあたって、現在どのような点が重要な課題となっていますか。（複数回答）

津波避難ビル等の指定、利用・運営における重要な課題については、『各種ノウハウの不足』との回答が最も多く、40.3%であった。次いで、『指定・整備時の費用（36.3%）』、『利用・維持管理費用（27.1%）』、『避難者が中で被災した際の責任（24.0%）』、『調整・協議の煩雑さ（17.1%）』、『物品破損時等の弁済（11.4%）』の順であった。なお、『その他（6.7%）』については、一覧として表示した。

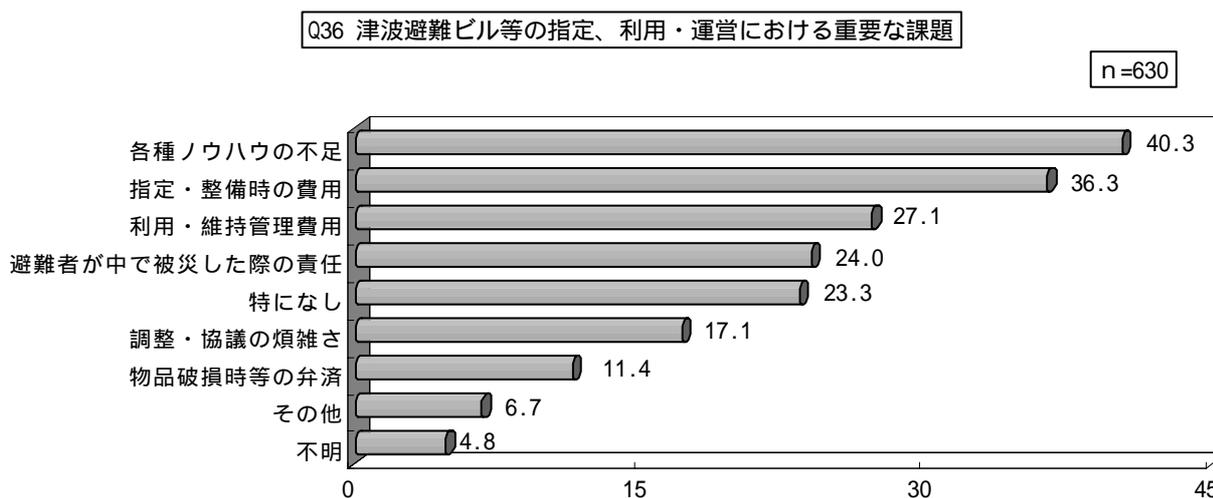


表 3-16 『その他』津波避難ビル等の指定、利用・運営にあたっての課題

市町村	その他
北海道 A 町	指定する建物がない。
北海道 B 町	指定の予定がたっていない。
岩手県 C 村	指定出来るような建物(3階以上の建物)が存在しない。
岩手県 D 市	施設の耐久性、浸水予測の正確性。
岩手県 E 市	避難計画が無い。
宮城県 F 町	場所がない。
宮城県 G 町	本町での必要性が低いと考える。
宮城県 H 市	沿岸部に対象となる適当な建物が少ない。
茨城県 I 村	津波防災計画の整備。
愛知県 J 町	該当できるビルが付近に存在しない。
愛知県 K 市	平常時の防犯面が不安。
三重県 L 町	災害時のカギの管理。
三重県 M 町	指定できるビル等がない。
兵庫県 N 市	耐震性の確認、ハード・ソフト両面を考慮した指定基準のあり方。
和歌山県 O 町	場所が確保できない。
和歌山県 P 市	耐震性ビルの位置。
島根県 Q 町	高い建物がない。
広島県 R 町	対象施設が非常に少ない。

市町村	その他
徳島県 S 町	強度
徳島県 T 町	避難ビルとしての機能の有無 et.耐震性、出入口。
愛媛県 U 町	場所の確保。
高知県 V 町	海岸に 1 箇所、浸水予想区域に 1 箇所にビルはあるが、浸波に向っては心理的に難しい。又、最大 1.5kmの所に高台有り。
高知県 W 町	施設がない。
高知県 X 町	物件がない。
熊本県 Y 町	適するビル等の建設。
宮崎県 Z 町	財政状況。
鹿児島県 AA 町	ビルがない。
沖縄県 AB 村	ビルがない。

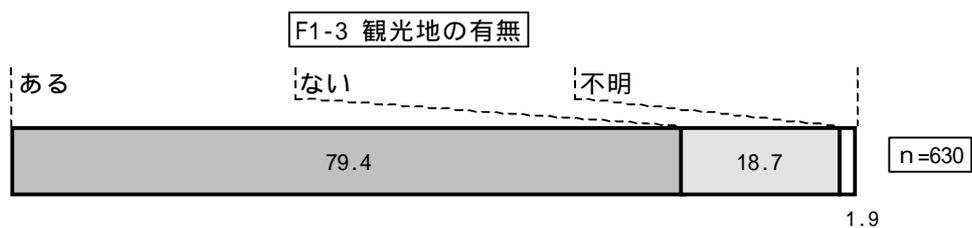
Q 3 7 . 津波避難ビル等について何かご意見がございましたらお聞かせ下さい。(自由回答)

本資料の巻末に掲載した、参考 2 を参照のこと。

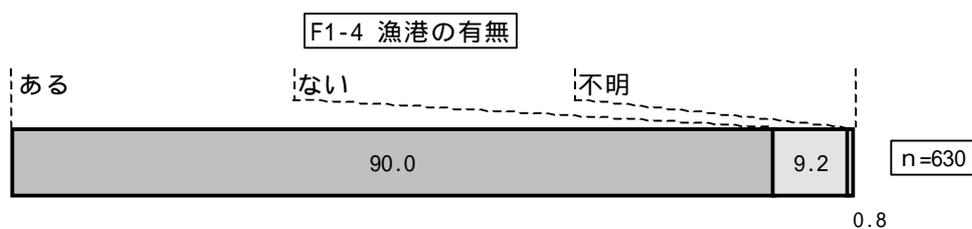
オ. フェース調査

貴自治体の概要などについてお伺いします。

- (1) 海岸・沿岸付近に観光地・景勝地・レジャー施設等の有無
観光地の有無については、『ある』が79.4%、『ない』が18.7%であった。



- (2) 海岸・沿岸付近に漁港・漁村等の有無
漁港の有無については、『ある』が90.0%、『ない』が9.2%であった。



参考 1

過去の地震や津波による被害履歴がわかれば地震・津波名と被害状況についてご記入ください。（被害状況は省略）

都道府県	発生年	地震・津波名
北海道	S27	十勝沖地震
	S35	チリ地震津波
	S43	十勝沖地震
	S57	浦河沖地震
	S58	日本海中部地震・津波
	H5	釧路沖地震
	H5	北海道南西沖地震・津波
	H6	北海道東方沖地震
	H15	十勝沖地震
青森県	S35	チリ地震津波
	S43	十勝沖地震
	S58	日本海中部地震・津波
	H6	三陸はるか沖地震
岩手県	S35	チリ地震津波
	S43	十勝沖地震
	S53	宮城県沖地震
	H6	三陸はるか沖地震
	H15	宮城県沖地震
	H15	十勝沖地震
宮城県	M29	明治三陸地震津波
	S8	昭和三陸地震津波
	S35	チリ地震津波
	S53	宮城県沖地震
	H15	宮城県北部地震
秋田県	S58	日本海中部地震・津波
山形県	S39	新潟地震
	S53	宮城県沖地震
	S58	日本海中部地震・津波
福島県	S35	チリ地震津波
	S43	十勝沖地震
	S53	宮城県沖地震
	S58	日本海中部地震・津波
	H5	北海道南西沖地震・津波
東京都	S47	地震

都道府県	発生年	地震・津波名
東京都	S47	八丈島東方沖地震
	S53	伊豆大島近海地震
神奈川県	T12	関東大震災
千葉県	1703	元禄地震
	T12	関東大震災
	S35	チリ地震津波
	S46	台風 25 号
	S62	千葉県東方沖 千葉県北部地震
茨城県	S35	チリ地震津波
群馬県	H7	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）
新潟県	S39	新潟地震
	H5	北海道南西沖地震・津波
	H16	新潟県中越地震
石川県	H5	能登半島沖地震
	H5	北海道南西沖地震・津波
愛知県	S19	東南海地震
	S20	三河地震
静岡県	S35	チリ地震津波
	S49	伊豆半島沖地震
	S53	伊豆大島近海地震
		伊豆半島東方沖群発地震
三重県	S35	チリ地震津波
	H16	紀伊半島南東沖地震
大阪府	H7	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）
兵庫県	H7	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）
京都府	S58	日本海中部地震
	H5	北海道南西沖地震・津波
和歌山県	S21	南海道地震
	S35	チリ地震津波
		東海道沖地震
鳥取県	H12	鳥取県西部地震
島根県	S58	日本海中部地震
岡山県	H5	北海道南西沖地震・津波
	H7	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）
	H12	鳥取県西部地震
	H13	芸予地震
広島県	H12	鳥取県西部地震

都道府県	発生年	地震・津波名
広島県	H13	芸予地震
山口県	H13	芸予地震
香川県	S21	南海道地震
	H7	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）
	H12	鳥取県西部地震
愛媛県	S21	南海道地震
	S43	日向灘地震
	S43	宇和島地震
	H13	芸予地震
高知県	S35	チリ地震津波
	S43	日向灘地震
長崎県		島原半島西部の群発地震
大分県	S43	日向灘地震
宮崎県	S21	南海道地震
	S43	日向灘地震
鹿児島県	S43	えびの地震
	S45	奄美大島近海地震
	H9	鹿児島県北西部地震
沖縄県	S35	チリ地震津波
		石垣島北東沖地震

参考 2

津波避難ビル等について何かご意見がございましたらお聞かせ下さい。（自由回答）

市町村	自由回答
北海道 A 町	構造物が海岸線にあり危険がある。
北海道 B 町	津波の被害が懸念地域の中に避難ビル等がないことが必要と思っ ても指定等ができないことにつながっている。
北海道 C 町	現在の財政状況は、一般財源によるビルの建設は無理である。 通常時の施設の活用方法の問題（様々な規制があって活用できない）。
北海道 D 町	当町は、オホーツク海沿岸の小さな街です。過去に震度 3 が最高です。 満潮時と台風等が重なり高波、高潮での被害はありますが、地震による 津波ではないと思います。今後どうなるかわかりませんが、ビル の様な大きな建物もありません。
北海道 E 町	何メートルの津波で町内どの程度の被害規模になるか予想がつかない。
北海道 F 村	ビルに相当する建物がない。
北海道 G 町	どの程度の津波被害が出るのか想定できない為、その対応については難 しい。
岩手県 H 村	災害時要援護者対策としては、非常に有効な手段であると考えられる。 急傾斜地に囲まれた狭盆な場所では、ビルやタワー型の避難場所の建設、 指定が望まれている。
宮城県 I 市	津波避難ビルは、高台までの避難が時間的に困難な地域での対策の一つ と認識。 責任（負傷、対応、施設開放）を検討すると受ける側では難しくなる。 とりあえずの命を守るための対応であることを住民にも伝え、過大な対 応を期待されないよう事前の説明が不可欠と考える。
宮城県 J 町	全国での実例や災害時以外の利用について知りたい。
宮城県 K 町	本町は沿岸部に住家があるが高潮、津波に対応する高さにあり又、漁業 に関する作業従事者も多いが漁港背後地は、すぐ高台になっており津波 避難ビル等より避難行動に結びつく整備（情報通信、避難路）をすすめ たい。
宮城県 L 市	本市は津波避難ビルに対する意識調査を行いました。
秋田県 M 市	市内に津波に関して完全に安全と言える建物がないと考えられる。（沿 岸部）
東京都 N 村	住居地域の標高は 250m 程であり、基本的に津波の影響はない。また、特異 な形状の島であるため、容易に行ける海岸線は 1 ヶ所であり、人は常駐し ていない。
神奈川県 O 町	当町においては浸水予想地区内に H56 以降の耐震の建築物が少ないこ と。
千葉県 P 市	セキュリティ問題 マンション等の非常階段は、以前は外部から出入り が出来たが現在はそれは出来ない。
千葉県 Q 町	田舎の町では、そもそも津波避難に都合のよいビル等はないと思われる。 高台を指定する程度的手段しかない。

市町村	自由回答
千葉県 R 町	マンション等高層建造物が海岸付近にあるため避難の際に、海岸方面へ避ける事が適当か？
新潟県 S 町	当町に中高層ビルはない。
新潟県 T 市	調査の趣旨にもありましたが、「施設利用、運営方法の統一的基準」が必要と思われます。
静岡県 U 町	町単独での建設は、財政上かなり難しい。又、津波浸水地域に何ヶ所位設置したらよいか、強度的にどれ位のものを建設したらよいか、国又は県が指導及び助言を行って欲しい。
静岡県 V 町	地形からして津波避難ビルに逃げるより高台に逃げる方がいいような気がします。
福井県 W 町	指定にあたり、適当な建物が既存でない場合、津波避難ビルとしての用途だけで新築は、財政措置が困難である。
石川県 X 町	過去に津波による被害もなく、特に河口も漁港もなく、ほぼ直線の砂浜が続く地域では、津波の被害を想定することが難しく、避難等に対する意識づけや体制強化が課題である。
愛知県 Y 町	当町で津波避難ビルを指定しようとしても、津波の懸念される地域は農村地域で高層のビルが存在しないので、新規に建設する必要が発生する。
愛知県 Z 市	ビル自体がない場合は、どうすればよいでしょうか。又、海岸線が長い場合、どの程度の割合（距離的）に設置する必要があるのか。又、砂浜に設置する場合の注意点、なお本市の津波危険地域に居住している地域は一部である。
京都府 AA 市	当市地区においては、津波避難ビルの整備を行うよりも、すぐ近くにせまっている高台や山すそへの避難体制を整える方が、多くの住民を避難させることができます。よって、今後も住民については、避難訓練等を通じ高台への避難指導を進めてまいります。
和歌山県 AB 町	当町では、次の東南海・南海地震に対する対策を進めているが、発生するのは恐らく数十年後ということなので、ビルの耐用年数等も考慮した規準が必要と考える。
岡山県 AC 市	津波避難ビルが公的あるいは民間にかかわらず夜間休日等、施設時間帯の対応が最も困難な課題となる。
山口県 AD 町	高齢化が進んでいるため、階段が多い施設には難がある。
山口県 AE 町	農村地域のため、ビルの数が少ない。
徳島県 AF 町	必ず強度を重要視すべきだと思う。
徳島県 AG 町	本町には現在、避難ビルとして指定できる建物がほとんどありません。しかし今年 4 月、自主防災組織によるタウン・ウォッチングにおいて、役場庁舎に外階段を設置し、避難ビルとして使用するという案が出ました。そこで今年度、その工事を行い、避難ビルとして指定する予定です。尚、階段を上った出入り口のカギの管理は、自主消防組織が管理する予定です。現在、本町は住民と行政との協働による防災まちづくりを行っていますが、上記はそれがうまくかみ合った 1 つの事例です。
香川県 AH 町	指定する際の耐震性に対する安全性の確保のため費用がかかる。耐震検査をするだけでの費用がかかり、まして整備の費用などの予算対応は、現状の厳しい財政状況では非常に困難である。

市町村	自由回答
香川県 AI 町	沿岸部に耐震構造の大型建築物がなく、津波に対する一時的避難は高台で十分であると考えている。
香川県 AJ 町	町内にビルはない。
高知県 AK 市	津波避難ビルを指定する際の基準を国で設定してもらいたい。また、高台や適当な既存ビルが近くでない場合の地域については、コミュニティー機能等を持った複合的な避難ビルの建設についての補助をお願いしたい。
高知県 AL 町	重要なことと思うが物件の老朽化と管理責任の関係が気になるところである。
福岡県 AM 市	災害が複雑、多様化しており、当市においても地域防災計画を策定しているが、その見直しや、こまかい所の整備や、明確な数値による基準の整備などが必要となっている。
福岡県 AN 市	避難ビルの指定については、比較的既存ビルがある都市部の課題だと思います。本市においては、他の対策が必要だと思います。
佐賀県 AO 町	町内の海岸線に津波避難ビルに該当するような建物が存在しないため、高台へ避難するほうが賢明と思われる。
長崎県 AP 村	津波避難ビルになるような建物がない。
長崎県 AQ 町	本町には、高層建物がない。
熊本県 AR 市	本市においては、山部等での対応が必要であると思われる。
熊本県 AS 町	ビルを指定するにしても、2階造り以上の建造物が無い。
大分県 AT 村	海岸と山が近く又、高いビルがないため高所へ避難を基本に考えている。
宮崎県 AU 町	本町の沿岸には建物はなく、すぐ近くには高台があります。足の遅い方（高齢者等）のためには、避難ビルもあった方がいいのですが、現在の財政状況、費用対効果を考えると、新たに避難ビルを建てることは困難と考えます。
鹿児島県 AV 村	目で見分けるパンフレット等を配付したらどうか？
鹿児島県 AW 市	津波避難ビル等については、あまり意見がでたことがない状況である。今後の波害を考えると指定しなくてはいけないと思う。
鹿児島県 AX 市	本市は外洋に接しておらず、それほど津波については危険性を感じていない。
沖縄県 AY 村	ビルがないので。
沖縄県 AZ 町	離島の小さい町で自主財源も少なく、単独で津波避難のみを目的とした構造物を建設するのは難しい。国民の生命を守るという視点から、国による財政的な支援策を強化してもらいたい。
沖縄県 BA 村	当村では、ビル建設等の建築がむずかしい状態。